

# 第4期壮瞥町地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

～ 地域で安心して暮らすために ～  
(生活の質向上計画)



ふまねっと運動に参加中の皆様（令和元年12月11日撮影）

令和4年3月

北海道壮瞥町

## はじめに

今日の地域社会では、日常生活を送る上で様々な福祉課題が複雑に絡み合い、複数の課題に同時に対応しなければならないなど、複雑化・複合化しています。

少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する課題であるといえます。

人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題も抱えています。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、ソーシャルディスタンス等の新しい生活様式が必要となり、地域福祉のあり方についても、新たな課題が出てきている現状でもあります。

平成28年に策定した第3期壮瞥町地域福祉計画は、令和4年3月をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の基本理念及び基本目標を継承しつつ、社会情勢の変化や町民アンケート調査の結果等を踏まえ、地域福祉のさらなる展開を図るため「第4期壮瞥町地域福祉計画（生活の質向上計画）」を策定いたしました。

この計画は、第5次壮瞥町まちづくり総合計画（令和2年度～令和11年度）における「笑顔あふれる暮らしのまち」を施策の基本として、令和4年度から令和8年度までの5年間において本町が目指すべき地域福祉の指針となるものであり、よりよい地域福祉の実現に向け、本計画に基づく様々な施策により、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるまちづくりを着実に進めていきたいと考えております。

結びにあたり、本計画の策定に関し、アンケート調査へのご協力と貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、そして、熱心なご審議を賜りました壮瞥町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

# も く じ

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1 地域福祉計画のねらい

1 計画の背景と必要性	1
2 地域福祉とは	1
3 地域共生社会とは	1

### 第2 計画の位置づけ

1 法に基づく地域福祉の推進	3
2 各計画との関係	3

### 第3 計画期間と策定方法

1 計画期間	5
2 策定方法	5

## 第2章 壮瞥町の現状

### 第1 人口等

1 人口・世帯数・高齢化率	6
2 5歳階層別男女別人口構成割合	7
3 年齢構成の推移	8
4 出生児数の推移	8

### 第2 障がい者数等

1 障がい者数の推移	9
2 年齢階層別障がい者割合	9

### 第3 計画推進上の数値データ

1 保育所入所者数及び子育て支援センター利用者数	10
2 壮瞥町遊学館及び壮瞥町青少年会館の利用者数	11
3 要介護・要支援認定者数の推移	11
4 老人クラブ会員数	12
5 自治会の状況	12
6 生活困窮者の状況	13
7 コミュニティタクシー利用者の状況	13

第3章	第3期計画の総括	
第1	第3期計画の総括	14
第4章	計画の理念と目標	
第1	計画の基本理念	18
第2	計画の基本目標	19
第5章	基本計画	
	計画の体系	20
第1	本計画における重点施策	21
第2	安心して暮らせるまちづくり	22
第3	ふれあいと支えあいのまちづくり	28
第6章	計画の推進に向けた取組方針	
	計画の推進	36

## 資料編

1	第4期地域福祉計画の策定経過	39
2	壮瞥町地域福祉計画策定委員会設置要綱	40
3	壮瞥町地域福祉計画策定委員会名簿	41
4	アンケート調査結果	42
5	用語説明	59

### 第1 地域福祉計画のねらい

#### 1 計画の背景と必要性

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

本町においても、高齢の親と無職独身や障がいがある子が同居することによる、8050問題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これは、介護保険制度、障がい者支援制度、生活困窮者支援制度などの単一制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

令和2年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本では全国的に緊急事態宣言が発令され、外出自粛等の状況が続くという、今までに経験したことの無いような状況に置かれることとなりました。

このような人々の暮らしの変化や少子高齢・人口減少などの社会構造の変化、感染症による活動自粛による影響をとらえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、行政と地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを充実させ、地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現することが重要となっています。

#### 2 地域福祉とは

子どもから高齢者まで、男性も女性もすべての人々が個人としての尊厳をもって住み慣れた家庭や地域の中で、安心して、自立した生活を送ることをめざし、地域の住民、行政、社会福祉事業者、各種団体などが協働して、地域社会の生活課題を総合的に解決していく取組を「地域福祉」といいます。

地域の福祉施設・事業所・専門機関やボランティア団体、商店や企業、行政等と互いに協力し合い、福祉課題の解決に向け、地域全体で支え合っていく地域共生社会を目指します。

#### 3 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を「地域共生社会」といいます。

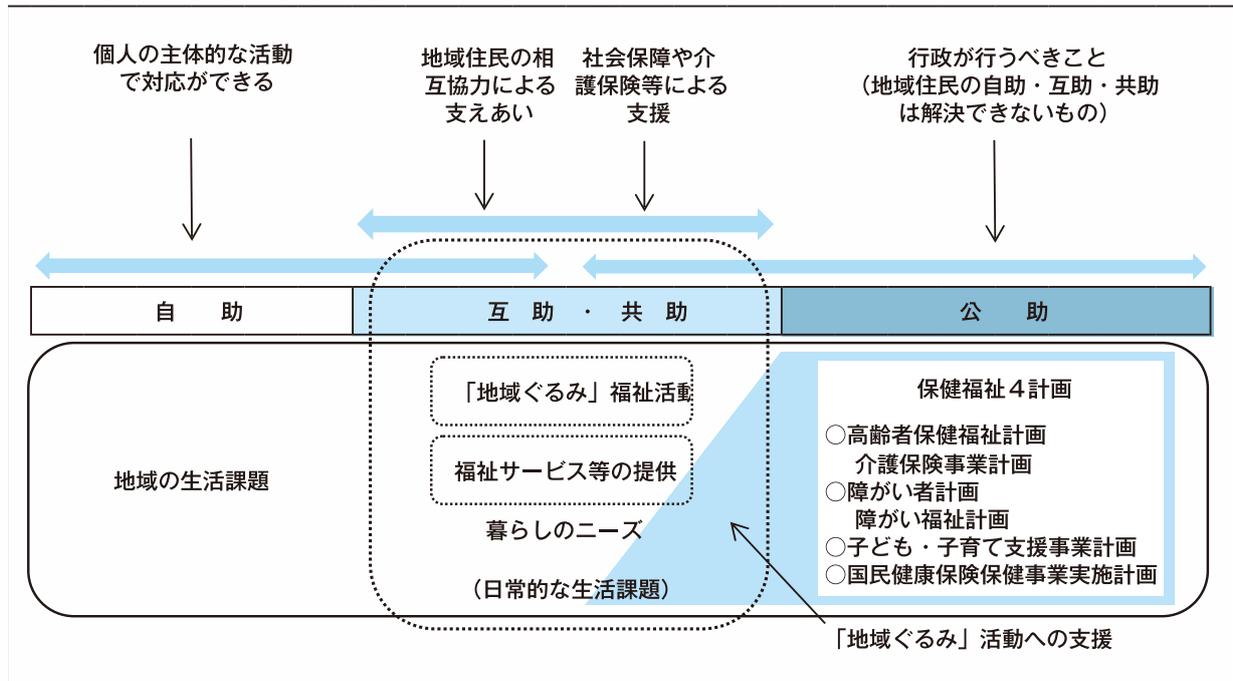
地域共生課題の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的な課題の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「公的支援」と「地域づくり」の仕組みの再検討を行い、双方の転換を目指すものです。

すべての人が豊かな生活を実現し、持続されるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割が連携した地域共生社会を構築していくことが求められています。

地域福祉とは、制度による公的なサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

- 「自助」：自分自身が心身ともに自立した生活をしっかり営むこと。
- 「互助」：支援の必要な人の意思と尊厳を尊重しつつ、隣近所や地域住民、ボランティアなど、お互いに支えあうこと。
- 「共助」：必要に応じて自身の「権利」として利用できる、医療給付、年金給付、介護保険、社会保険制度を利用して、「自助」を支え、「互助」の負担を減らすこと。
- 「公助」：「自助」「互助」「共助」で支え合っても解決できない課題や効率的ではない取組に対して、行政が主体となって行うこと。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



## 第2 計画の位置づけ

### 1 法に基づく地域福祉の推進

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目標を定めるものです。

#### ■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 2 各計画との関係

壮警町地域福祉計画は、「第5次壮警町まちづくり総合計画」を上位計画とした、地域福祉を推進する総合計画として、基本理念や基本目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に構想、提示するものです。

したがって本計画は、地域の視点から、高齢者保健福祉や介護保険、障がいのある方、子どもなどの個別分野に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を横断的に定める計画であり、総合計画と分野計画の中間に位置づけられ、包括的かつ重層的な支援体制の推進を図ります。

# 第5次壮警町まちづくり総合計画

## 地域福祉計画

支援

### 福祉・保健部門個別計画

各部門個別計画

国民健康保険保健事業実施計画  
(データヘルス計画)

子ども子育て支援事業計画

高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画

障がい者計画・障がい福祉計画

北海道地域福祉支援計画(北海道)

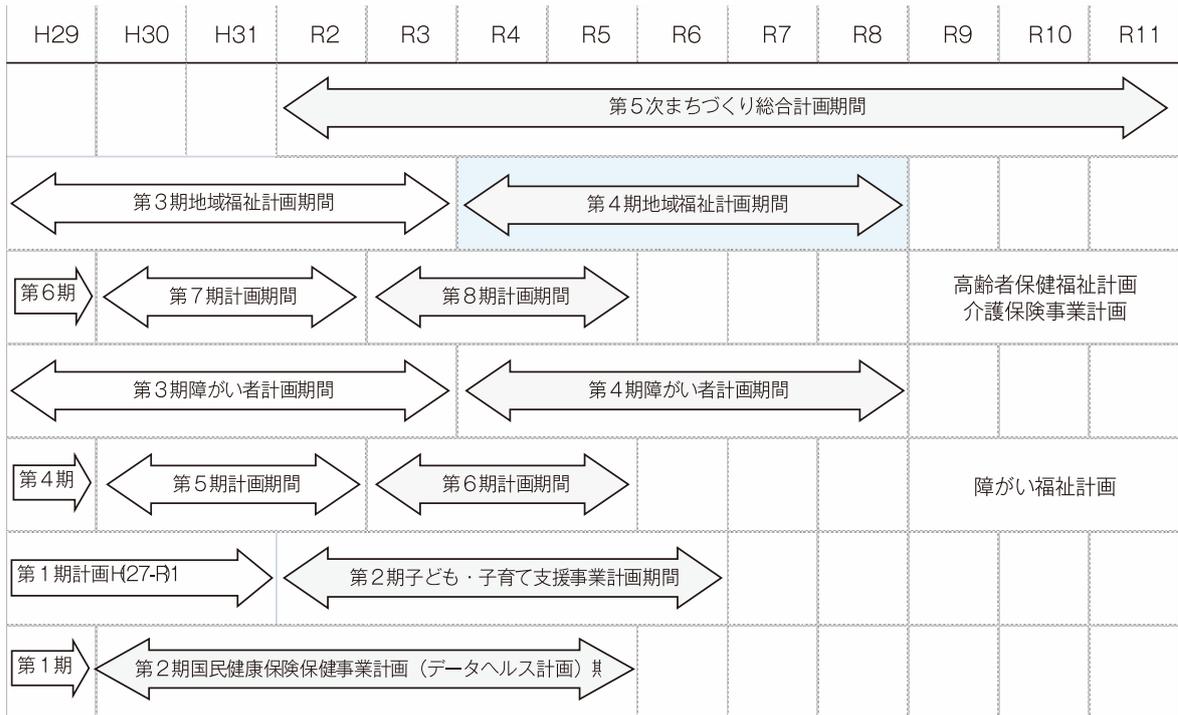
各個別計画を横断的に網羅し、包括的かつ重層的な支援体制の推進と地域課題の解消を目指す。

### 第3 計画期間と策定方法

#### 1 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とします。

国や北海道の動向、社会情勢や福祉関連制度の改正、町民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の点検・見直しを行い、各部門個別計画との整合性を図りながら計画の見直しを行っていきます。



#### 2 策定方法

住民の意見を計画に反映させるため、次の方法により様々な意見やニーズなどを把握しながら計画の策定に取り組みました。

##### (1) 壮瞥町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたって、社会福祉協議会や町PTA連合会、自治会など代表9名の委員による「壮瞥町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について協議しました。

##### (2) 第4期壮瞥町地域福祉計画策定に係るアンケート調査

20歳以上の住民の約半数にあたる1,030の方にアンケート調査を実施し、広く住民の意見を把握しました。

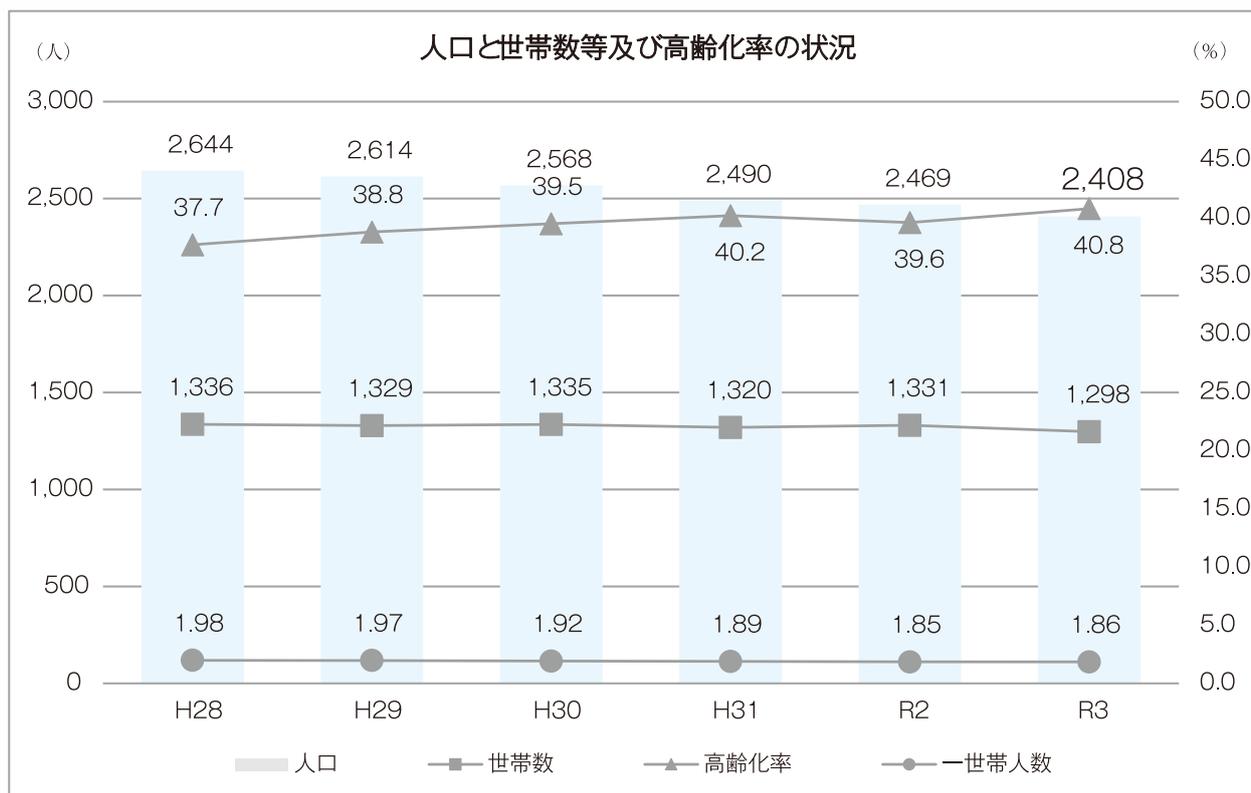
## 第2章 | 壮警町の現状

### 第1 人口等

#### 1 人口・世帯数・高齢化率

本町の人口は年々減少しているとともに、高齢者の占める割合が増加しています。

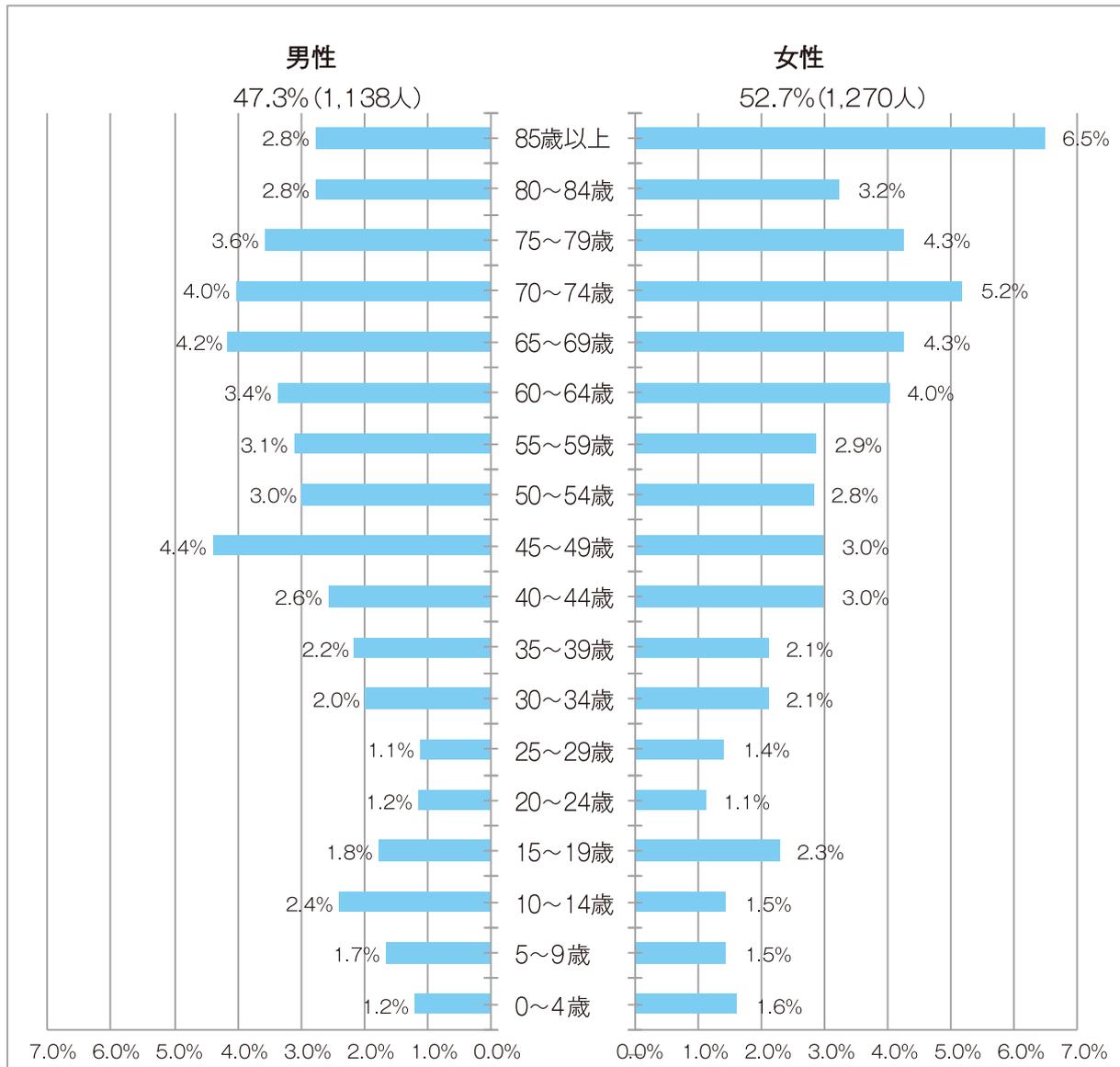
令和3年3月末現在、総人口2,408人に対し、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は40.8%となっています。世帯数は1,298世帯で6年前からほぼ横ばいの状態です。



※各年3月末現在（資料：住民基本台帳）

## 2 5歳階層別男女別人口構成割合

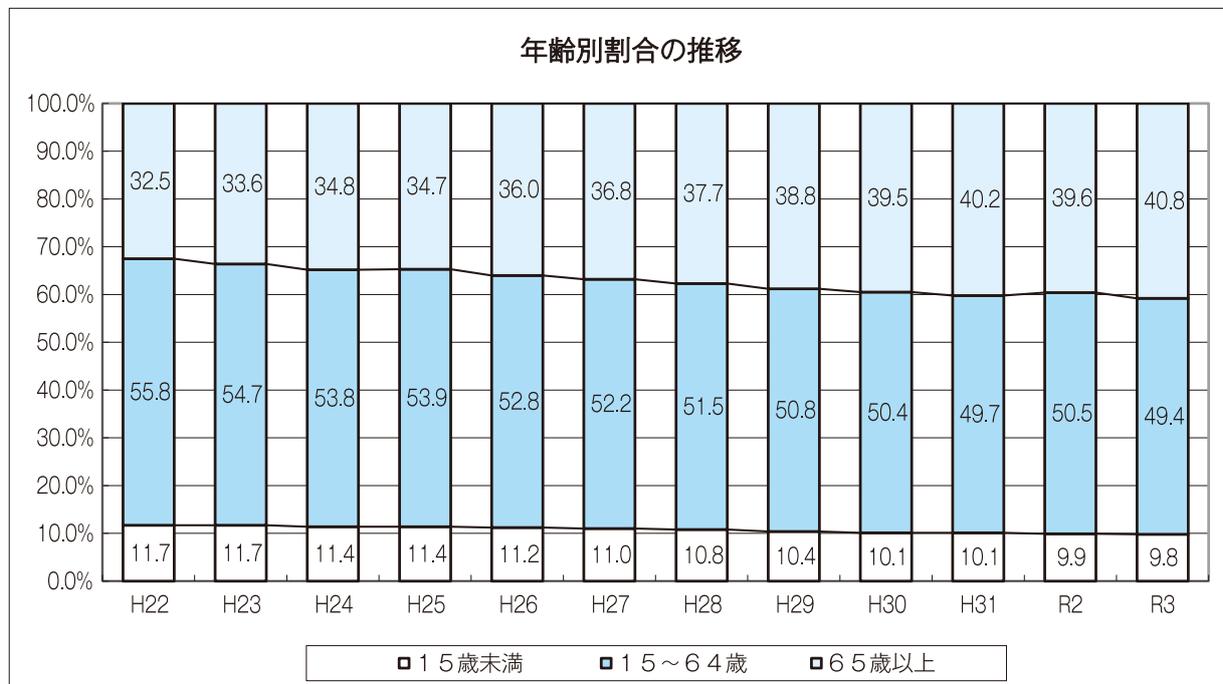
年齢別男女別人口では85歳以上が最も多く、特に女性の割合が6.5%と高い割合となっています。



※令和3年3月末現在（資料：住民基本台帳）

### 3 年齢構成の推移

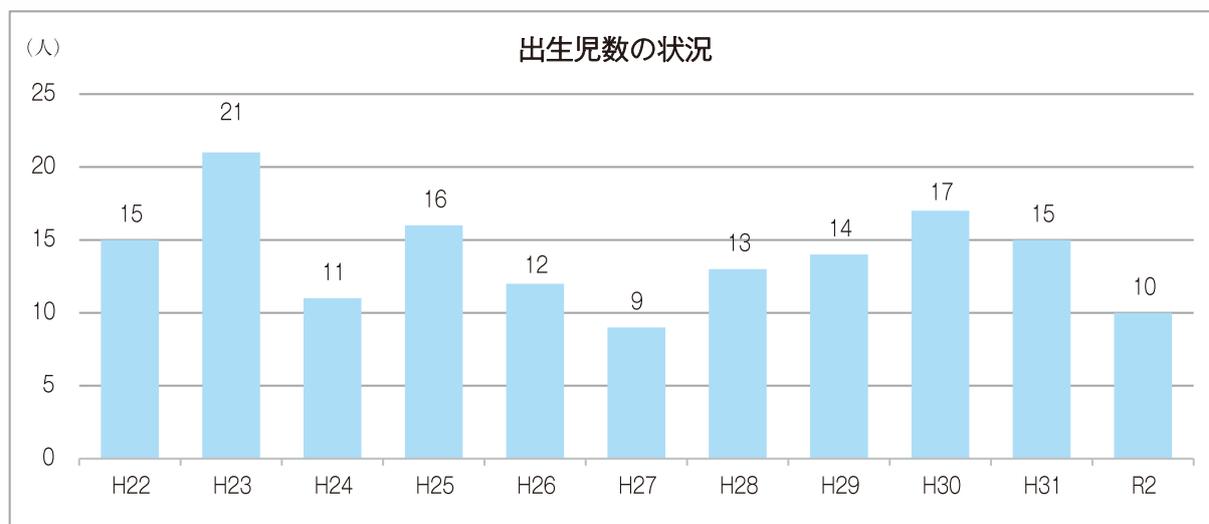
年齢割合の推移を見ると、15歳未満人口、15歳以上64歳人口ともに減少傾向にあります。反面、65歳以上人口の割合が増加しています。



※各年3月末現在（資料：住民基本台帳）

### 4 出生児数の推移

出生児数の推移を見ると、平成23年度の21人が最も多く、令和2年度は10人です。11年間の平均は13.9人で年度によってばらつきはありますが、全体的に減少傾向にあります。



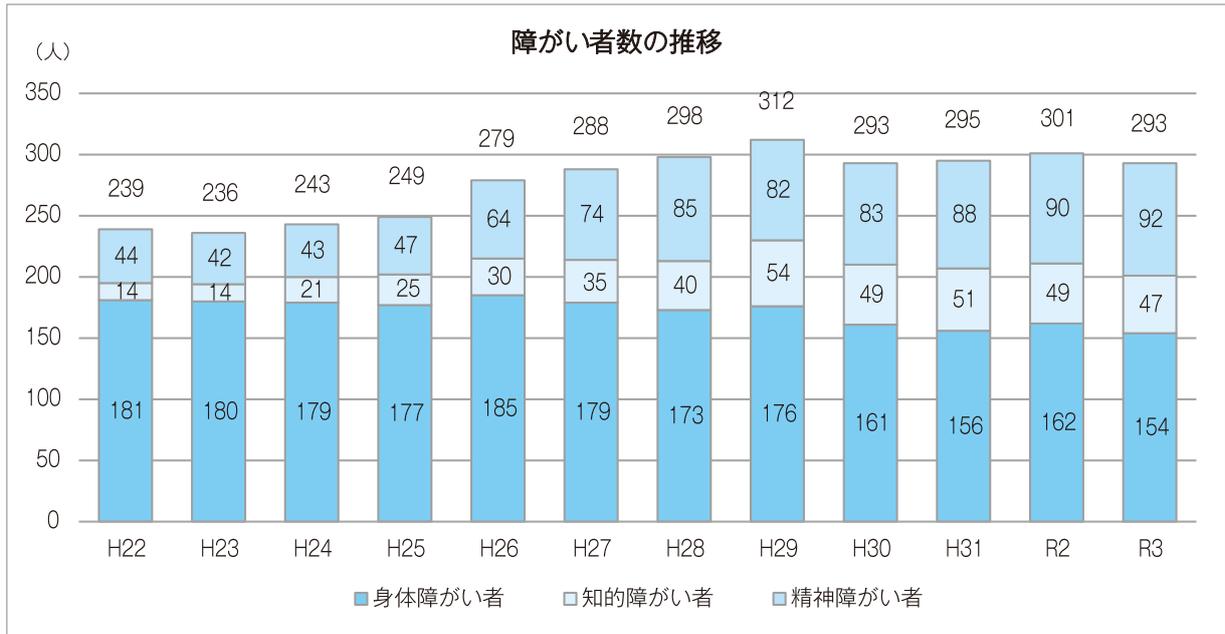
※各年度3月末数値（資料：住民福祉課健康づくり係調べ）

## 第2 障がい者数等

### 1 障がい者数の推移

令和3年3月末現在、障がい者数は、身体障がい者（身体障害者手帳保持者）が154人、知的障がい者（療育手帳保持者）が47人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者）が92人となっています。

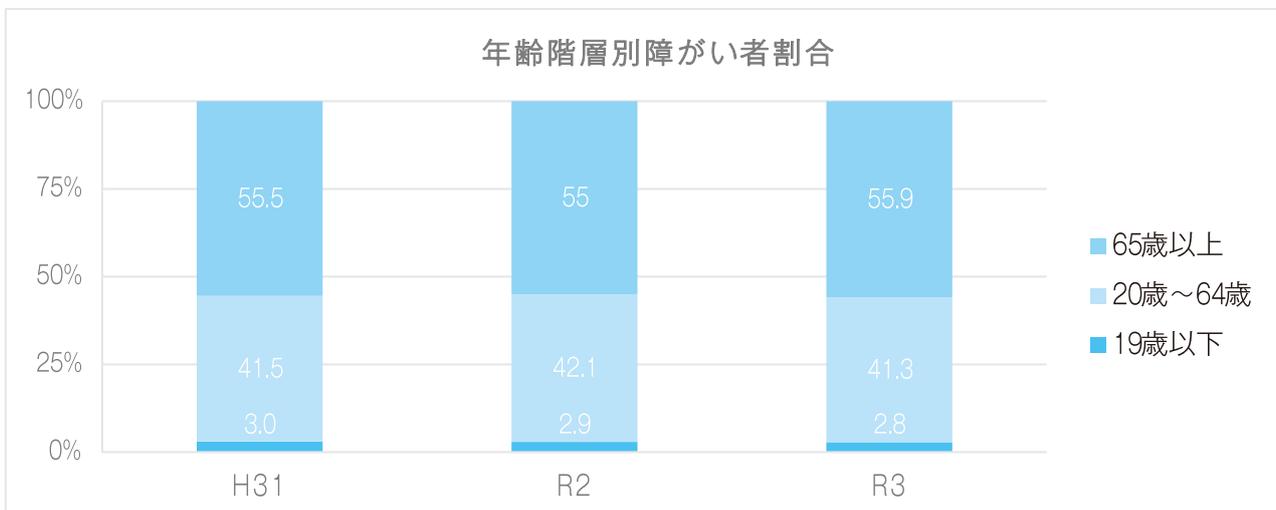
推移を見ると、身体・精神障がい者数が増加傾向にあります。これは近年、ペースメーカーや人工弁等による循環器疾患や精神疾患の認定による増加によるものと考えられます。



※各年3月末現在（資料：住民福祉課社会福祉係調べ）

### 2 年齢階層別障がい者割合

令和3年3月末現在、障がい者全体の年齢区分別構成割合を見ると、20歳未満が2.8%、20歳以上65歳未満が41.3%、65歳以上が55.9%となっています。



※各年3月末現在（資料：住民福祉課社会福祉係調べ）

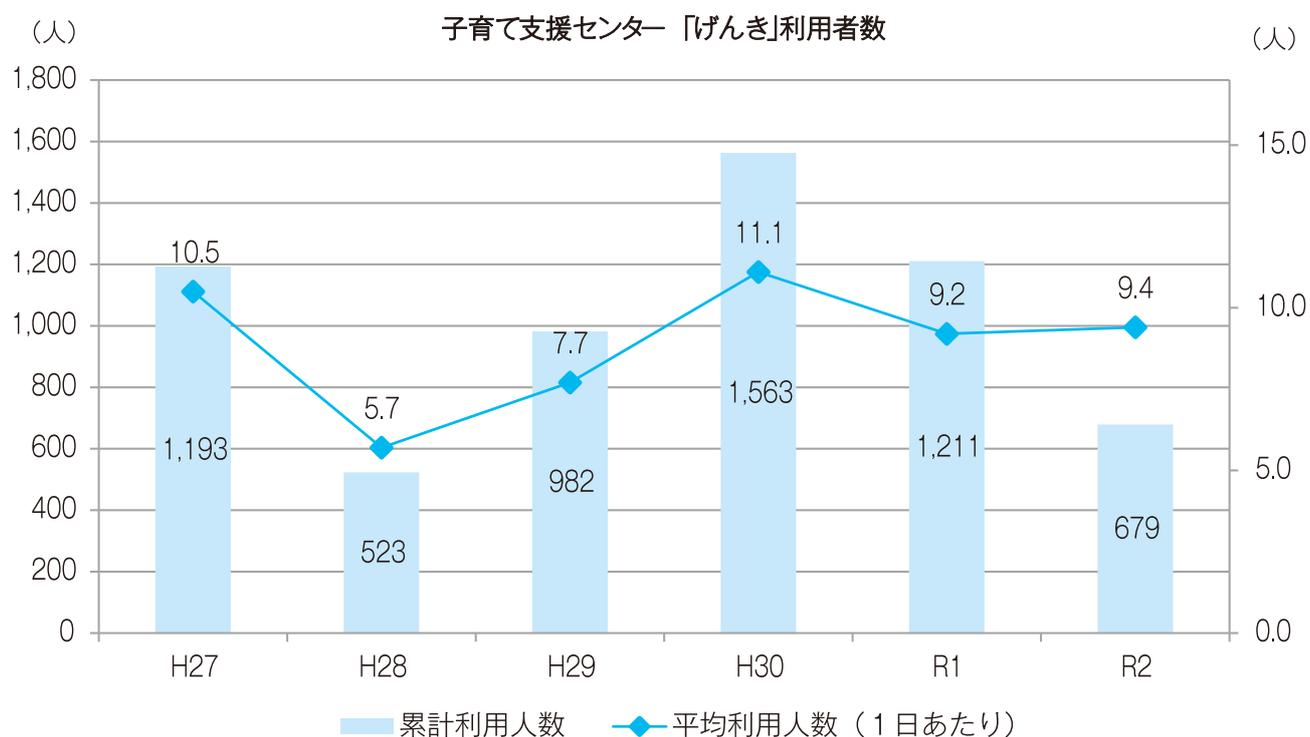
### 第3 計画推進上の数値データ

#### 1 保育所入所者数及び子育て支援センター利用者数

保育所入所児童数

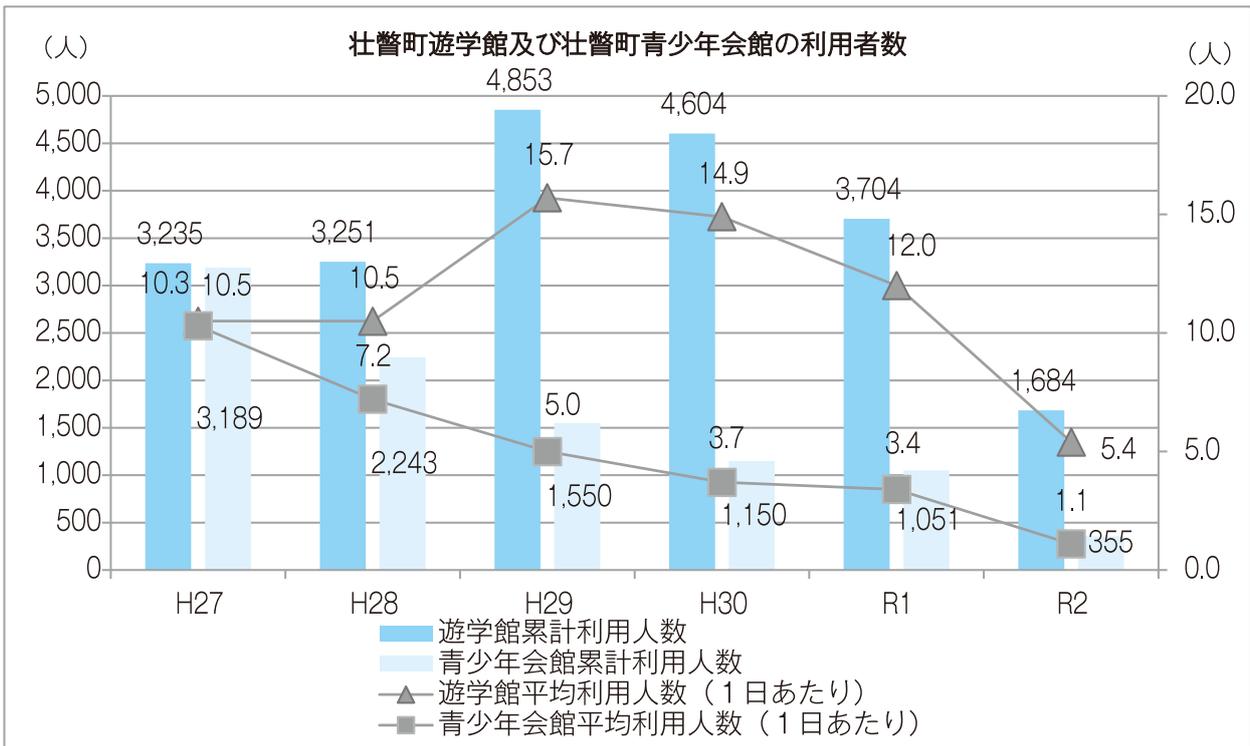
	長時間 保 育	短時間 保 育	広域保育	合 計	年齢別 人 口	未入所児	入所割合	待 機 児 童 数
5歳児	8	0	0	8	12	4	66.7%	0
4歳児	10	1	0	11	12	1	91.7%	0
3歳児	8	2	0	10	13	3	76.9%	0
2歳児	11	0	0	11	18	7	61.1%	0
1歳児	6	0	0	6	20	14	30.0%	0
0歳児	3	0	0	3	9	6	33.3%	0
合 計	46	3	0	49	84	35	58.3%	0

※令和3年9月末現在。（資料：住民福祉課子育て支援係調べ）



※各年度3月末現在（資料：住民福祉課子育て支援係調べ）

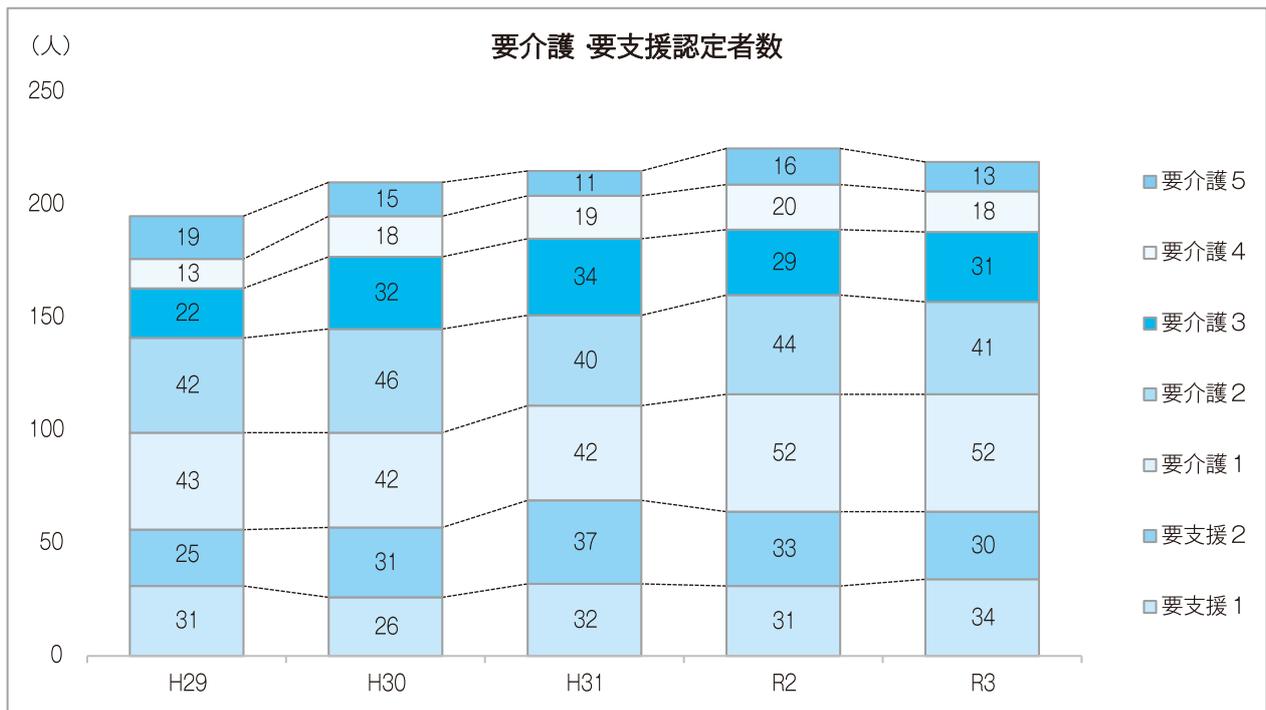
## 2 壮警町遊学館及び壮警町青少年会館の利用者数



※各年度3月末現在（資料：教育委員会生涯学習課社会教育係調べ）

## 3 要介護・要支援認定者数の推移

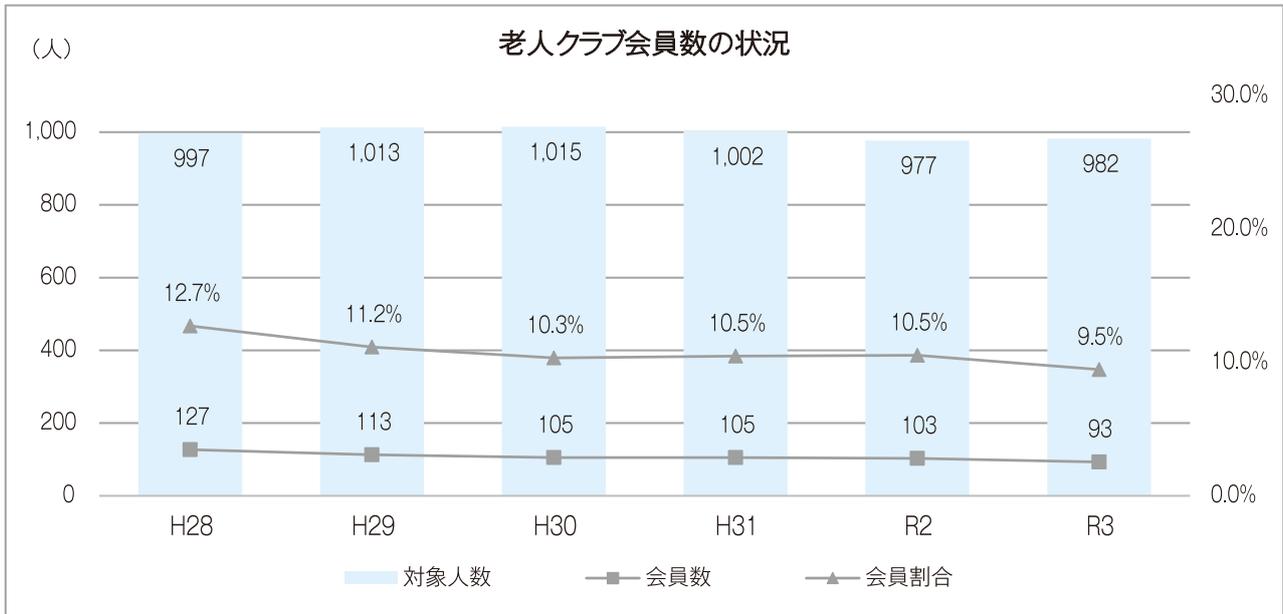
近年の要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、特に要介護3の認定者数が増加しています。



※各年3月末現在（資料：住民福祉課高齢者福祉係）

## 4 老人クラブ会員数

町内には4つの老人クラブがあり、会員数は4つの老人クラブを合わせた全体の数です。65歳以上の人口で算出した住民の入会割合は減少傾向にあり、令和3年では9.5%となっています。高齢化率は増加傾向にあるものの、入会する方が減っているのは、前期高齢者の割合の減少と85歳以上の方の増加が要因と考えられます。



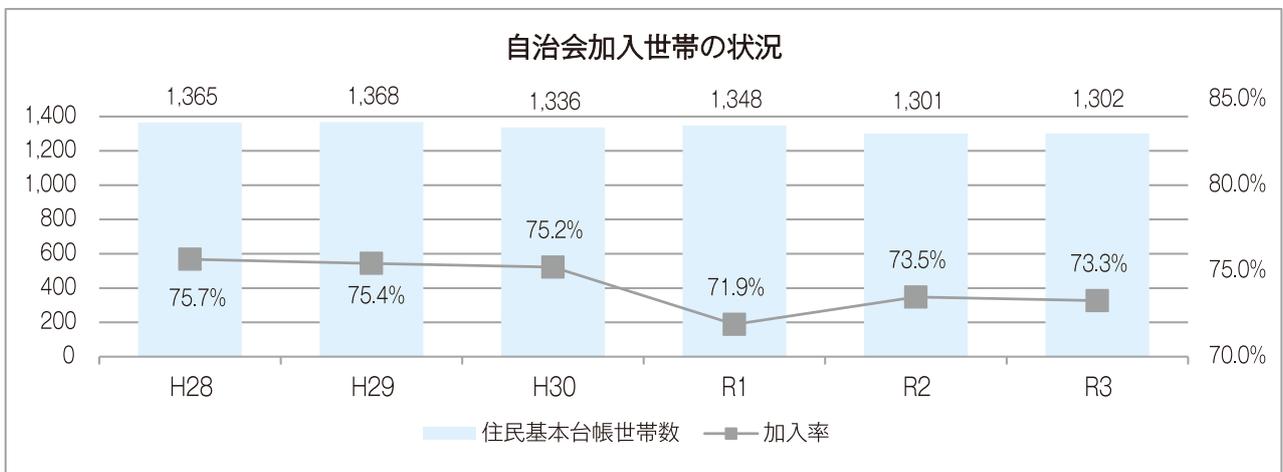
※対象者数は各年3月末現在65歳以上人口で算出（資料：住民基本台帳）

※会員数は各年4月1日現在（資料：社会福祉協議会老人クラブ連合会事務局調べ）

## 5 自治会の状況

町内には33の自治会があります。自治会の加入率は年々減少傾向にあります。

自治会が中心となった身近な地域の支え合い活動は、様々な生活課題の解決を図るなど、必要不可欠なものです。コロナ禍にあって、十分な活動ができない状況となっています。

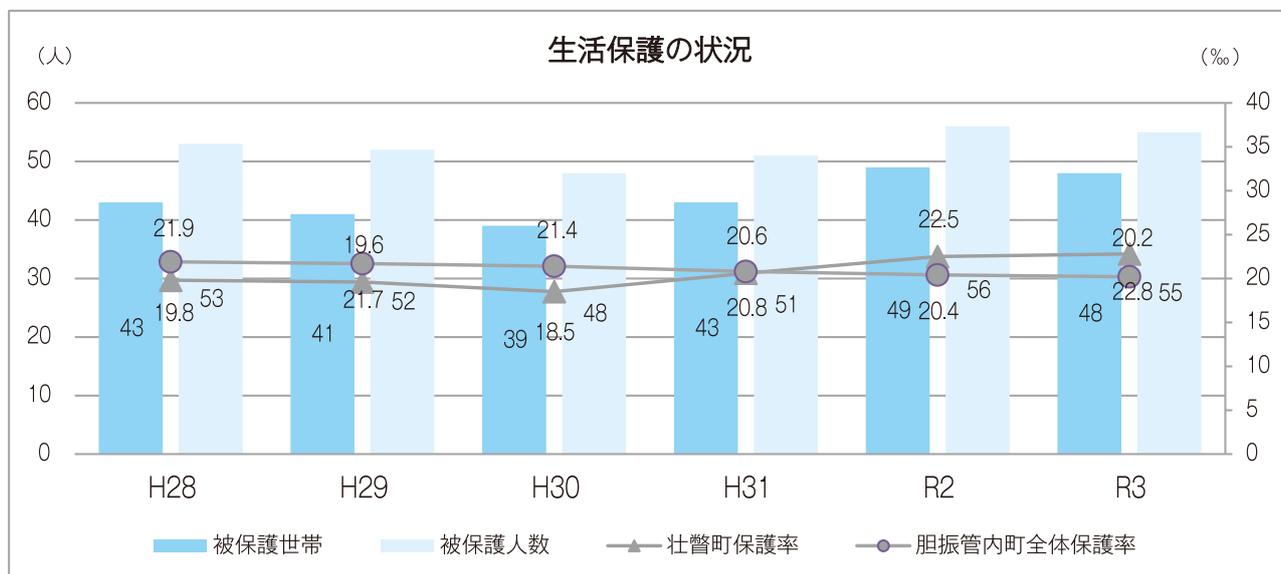


※自治会加入世帯数は各年10月1日現在（資料：企画財政課自治会加入世帯数調べ）

※世帯数は各年9月末現在（資料：住民基本台帳）

## 6 生活困窮者の状況

壮警町保護率及び胆振管内町全体保護率は、ともに増加傾向にあり、コロナ禍における失業などの雇用悪化が考えられます。

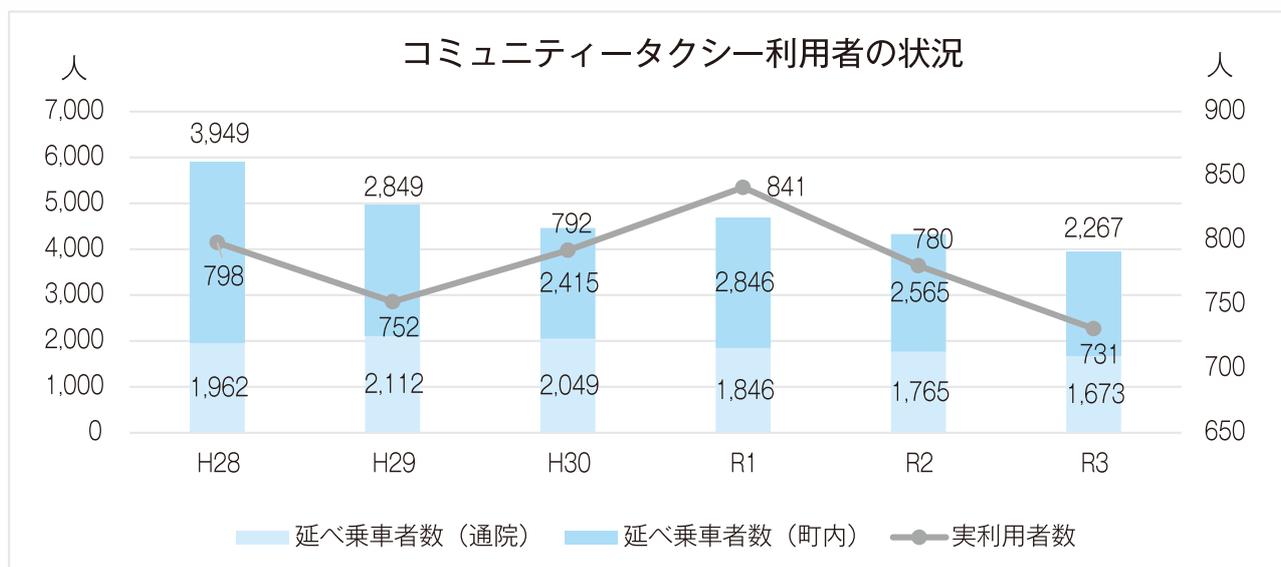


※生活保護率（％パーミル）（人口千人当たり被保護実人員）

## 7 コミュニティタクシー利用者の状況

コミュニティタクシーの利用者は、広報等での利用方法の周知もあり、令和元年にかけて実利用者が増加傾向でしたが、令和3年にかけては新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。

コロナ禍においても、利便性の向上を目指し運行ダイヤの改正も実施しており、今後も広報等の周知により、新規利用者を増やすことが必要と考えます。



※年度は、各年10月から9月の運行年度（資料：企画財政課調べ）

### 第1 第3期計画の総括

第4期計画策定にあたり、第3期計画の取り組み状況等について、以下のとおり総括を行いました。

## 基本理念「支えあい・安心のまちづくり」

### 第3期計画における重点施策

#### 1 移動手段の乏しい人など特定の人を対象とした福祉交通手段の確保

第3期計画では、平成25年10月に運用開始されたコミュニティタクシーにより通院手段は確保されたものの、買い物などの生活に必要な移動には利用できないという課題を受け、利便性向上への取り組みを重点施策の一つとしていました。

コミュニティタクシーの運行開始以降、利用者のアンケート調査結果の意見等を踏まえながら、平成28年4月、令和3年4月にダイヤ改正し、より利便性の向上を目指しながら多くの方に利用されています。

伊達市への通院便での買物利用は、町内商店等への利用促進の観点から利用できませんが、ダイヤ改正により町内便の利便性の向上を図りながら、今後も引き続き、買い物や入浴等に利用しやすい運行体制を構築します。

#### 2 孤立しがちな高齢者などをみんなで見守る体制づくり

第3期計画では、社会福祉協議会によるボランティアの訪問や見守り支援、民生委員、地域包括支援センター、保健センター職員との連携による情報交換等により、高齢者の孤立化、見守りボランティアの確保等の課題解決への取り組みを重点施策の一つとしていました。

これまで付き合いのあった近所の方が、家族との同居や施設等への入所などで居なくなり、日常での行動が低下するなど心配するケースも多くなっているため、民生委員・地域包括支援センター職員の訪問や社会福祉協議会による配食・友愛訪問など従来の活動も継続して行っているほか、交流の機会づくりとして、社会福祉協議会による、ふまねっとや健康マーじゃん、スポーツサロン、町による転ばん塾の開催など、新たな取り組みも行い、参加者も増加しています。

しかし、見守る側のボランティアについては、人口減少に伴い、人材確保に苦慮しており、引き続き取り組んでいく課題であると考えます。

## 【基本目標】安心のまちづくり

### 1 町民の交流促進

社会福祉協議会が実施しているあっぷる広場やふれあい敬老昼食会、介護予防事業として実施している転ばん塾に加えて、新たにふまねっと、健康マージャン、スポーツサロンなど他市町の取り組みを参考にしながら高齢者が楽しく頭と身体を使って、交流することのできる場を提供しています。

高齢者や障がいのある方への適切な見守り支援については、町内医療法人や社会福祉法人職員等のサービス提供事業者も含めた地域サービス連絡会による、横のつながりによる情報交換によって、見守りから具体的なサービスへの移行などスムーズな支援に対応することができました。

しかし、適切な見守り支援には地域住民の協力が不可欠ですが、人口減少による人材不足によりボランティアの確保には、引き続き取り組んでいかななくてはなりません。

世代間の交流には、地域のお祭りや行事への参加、自治会活動への参加が重要となってきます。社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク事業では、自治会単位を中心とした活動となり、高齢者から子どもまで参加した交流事業が行われているほか、有志主催によるチャリティカラオケ大会など、子どもから高齢者までが楽しく交流する場が提供されています。

障がいのある方には、社会福祉協議会、地域活動支援センター「ノンノ」により、作品制作や社会見学などを通じて地域住民の支援を得ながら活動を継続しています。

### 2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

上記の交流事業のほか、高齢者には認知症や閉じこもり、介護予防や仲間づくり、障がいのある方には、生産活動や創作活動、調理実習や買い物支援など事業所と連携して、社会福祉協議会やボランティア団体に関わりながら地域での生活を支援しています。

地域での見守り活動には、自治会や地域住民の支援のほか、各事業者の協力が欠かせません。

緊急通報装置の設置や独居高齢者宅への訪問、配食サービス、消防による独居高齢者への防火査察が行われており、関係機関が連携して様々な機会を通じて見守り活動を行っています。

障がいのある方への就労機会の確保には、「相談室フロイデ」と町内就労支援事業所が連携し、就労支援サービスの提供を行っています。

高齢者の社会参加への支援は、老人クラブ連合会の活動を補助し、会員が共通の行事に参加し交流できるようスポーツ大会や文化活動などを推進しています。

就労機会の確保には、高齢者の生きがいづくりと自らの経験や技術を生かすことができる機会ですが、現在は社会福祉協議会による職業紹介所による就労の斡旋のみとなっています。

更なる就労機会の確保のため、高齢者事業団の再組織化を早急に進める必要があります。

### 3 安全・安心な地域づくり

災害時における要配慮者支援の体制づくりに関しては、これまでの要援護者台帳の内容を防災係と協議して避難所運営に必要な情報を増やし、新たな台帳として作成しました。この内容は毎年防災の日を基準日として定期更新し、消防壮警支署、伊達警察署警備課と情報共有しながら、災害に備えた支援体制を構築しました。

災害発生時の情報伝達では、防災行政無線の個別受信機を町内全戸に配布し受信環境の向上に努めております。

人に優しいまちづくり及び住まいの環境づくりでは、「壮瞥町住生活基本計画」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、仲洞爺団地3棟を立て替え、住環境づくりの向上に努めました。

安心な生活環境づくりでは、毎年、春秋の交通安全運動の実施や夏と歳末の防犯パトロールを地域住民や各種団体の協力により実施してきたほか、消費者被害防止・特殊詐欺被害防止のため、地域包括支援センター職員が伊達警察署生活安全課と連携し、啓発資料を作成して訪問活動で周知するなど、民生委員協議会と情報共有しながら注意喚起を行ってきました。

移動・交通機関の充実では、コミュニティタクシーのダイヤ改正の実施、高齢者を対象とした町内区間の路線バス無料化事業を継続し、生活に必要な移動手段の確保に努めました。

## 【基本目標】 支え合いのまちづくり

### 1 福祉に対する意識の醸成

人権尊重の心を育む教育の推進のため、法務局主催の人権の花運動による小中学校での花壇整備のほか、人権擁護委員による人権教室の開催など子どもたちへの人権啓発活動が継続されています。福祉教育の推進には学校との連携が重要となります。授業のなかで盲導犬・車椅子体験や認知症サポーター養成講座を実施し、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちへの啓発活動を続けていきます。

### 2 ボランティアなどの育成・支援

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが中心となって、各種団体と連携しながら彫刻清掃や配食サービス、ふまねっとサポーターの養成など、新たなボランティア活動も含めた活動を行ってきました。

各学校におけるボランティア活動の推進については社会福祉協議会の助成により、町内の花壇造成活動、街頭募金活動、高齢者福祉施設訪問、彫刻清掃への参加などのボランティア活動を行っています。

ボランティア人材発掘については、人口減少に伴い、活動を担う地域住民の確保に苦慮しています。福祉サービスの低下を招かないためにも、地域の実情を踏まえた人材確保について、引き続き検討していかねばなりません。

### 3 福祉サービスの提供

健康づくりの推進では、健康寿命の延伸と介護予防のため各種がん検診、特定健診、保健指導を継続してきましたが、より特定の人々に重点的に介入していくため、糖尿病性腎症重症化予防や重複投薬者への指導に新たに取り組んでいます。

高齢者福祉施策の充実については、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を支援するため、在宅生活支援事業や自立支援事業を継続しているほか、西胆振2市3町と共同で成年後見支援センターを運営し、高齢者の権利擁護と成年後見人制度の普及に取り組んでいます。

子育て支援の推進については、子どもセンター運営による保育の充実に引き続き取り組み、

新たに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を構築しました。

障がいのある人（児童）への支援については、特定利用券交付や障がい啓発冊子を全戸配布し、住民理解を促進する啓発活動を実施しました。サービスの提供については、そうべつ保育所での障がい児保育の実施のほか、西胆振児童デイサービスセンターへの運営支援、1市3町による市町村子ども発達支援センター事業により、あいあいROOMや太陽の園発達診療相談室と連携して母子に対する発達相談支援に取り組みました。

また、地域活動支援センター「ノンノ」、相談室「フロイデ」と連携し、自立生活援助に取り組んだほか、精神障がいのある人も、地域の一員として安心して暮らすことができるよう創作的活動や生産活動の機会を提供するなど、社会との交流の場を確保しました。

ひとり親家庭・低所得者に対する支援については、子どもの医療費助成を高校生まで拡充したほか、特定利用券交付、低所得者世帯への灯油代の助成を継続しています。また民生委員による家庭訪問からの情報提供や「生活就労サポートセンターいぶり」との連携により、生活困窮者への食材提供や就労支援を実施し、経済的に困窮している人への支援を行っています。

情報提供・相談体制の充実については、町広報誌やホームページを中心として、社会福祉協議会の情報誌などにより福祉サービスの情報提供を進め、相談体制の構築には、妊娠期から子育て期は子育て世代包括支援センター、障がい者は地域活動支援センター「ノンノ」、高齢者には地域包括支援センターが、町内医療機関や社会福祉法人、NPO法人等と連携して必要な専門機関へつなげる対応を行っています。

保健センターでは、平成31年度から、子どもから障がい者、高齢者の相談を一体的に受け付けることができる福祉の総合窓口機能として定着しています。

#### 4 地域福祉ネットワークの体制づくり

これまで、社会福祉協議会や民生委員協議会、町直営となった地域包括支援センターが連携して情報提供を図ってきましたが、要援護者台帳の充実と情報共有に伴い、伊達警察署警備課・消防壮警支署とのネットワークを新たに構築し、担当者が対面しながら情報共有できる、災害に備えた組織体制を進めました。

#### ま と め

第3期壮警町地域福祉計画は、第2期計画の反省を踏まえ、積み残した課題やアンケート調査による新たなニーズに対応するために作成された計画でした。

平成29年5月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が「努力義務」とされ、他の福祉関連計画の「上位計画」として位置づけられました。

第4期計画の策定・推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中でも、住民同士の支えあい活動が維持・継続されるよう、新型コロナウイルス感染症を正しく恐れながら活動できるよう、あらためて地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき内容を、第3期計画の総括を踏まえて、これまでの取り組みを基にしながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みの充実を図ります。

### 第1 計画の基本理念

地域共生社会とは、地域の高齢者・障がい者、子どもなど全ての人々が、地域の中でつながりを大切にして、お互いに支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる社会を意味しています。

第4期壮瞥町地域福祉計画は、第5次壮瞥町まちづくり総合計画に定める将来像「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」の方針に沿い、地域共生社会の実現に向け、世代や性別、障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で健康で幸せに暮らしていけるよう、地域住民、行政、社会福祉事業者、各種団体などが協働、連携して生活の質の向上を目指すため、次のとおり基本理念を掲げます。

#### 基 本 理 念

「安心して暮らせる・支えあいにつくるまちづくり」

～生活の質の向上をめざして～

## 第2 計画の基本目標

基本理念「安心して暮らせる・支えあいで作るまちづくり ～生活の質の向上をめざして～」を実現するために、2つの基本目標を設定します。

### 基本目標

#### 1 安心して暮らせるまちづくり

近年、各地で発生している大規模災害や自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行、高齢者や障がいのある方等を対象とした犯罪の増加により、町民の防災に対する意識は高まっています。

住み慣れた地域で安心・安全にいきいきと暮らせるよう、コロナ禍における地域福祉活動の再開・継続支援に取り組み、社会参加を促して交流やふれあいを深めるとともに、要援護者支援の適確な把握と災害に備えた支援体制をつくります。

#### 2 ふれあいと支えあいのまちづくり

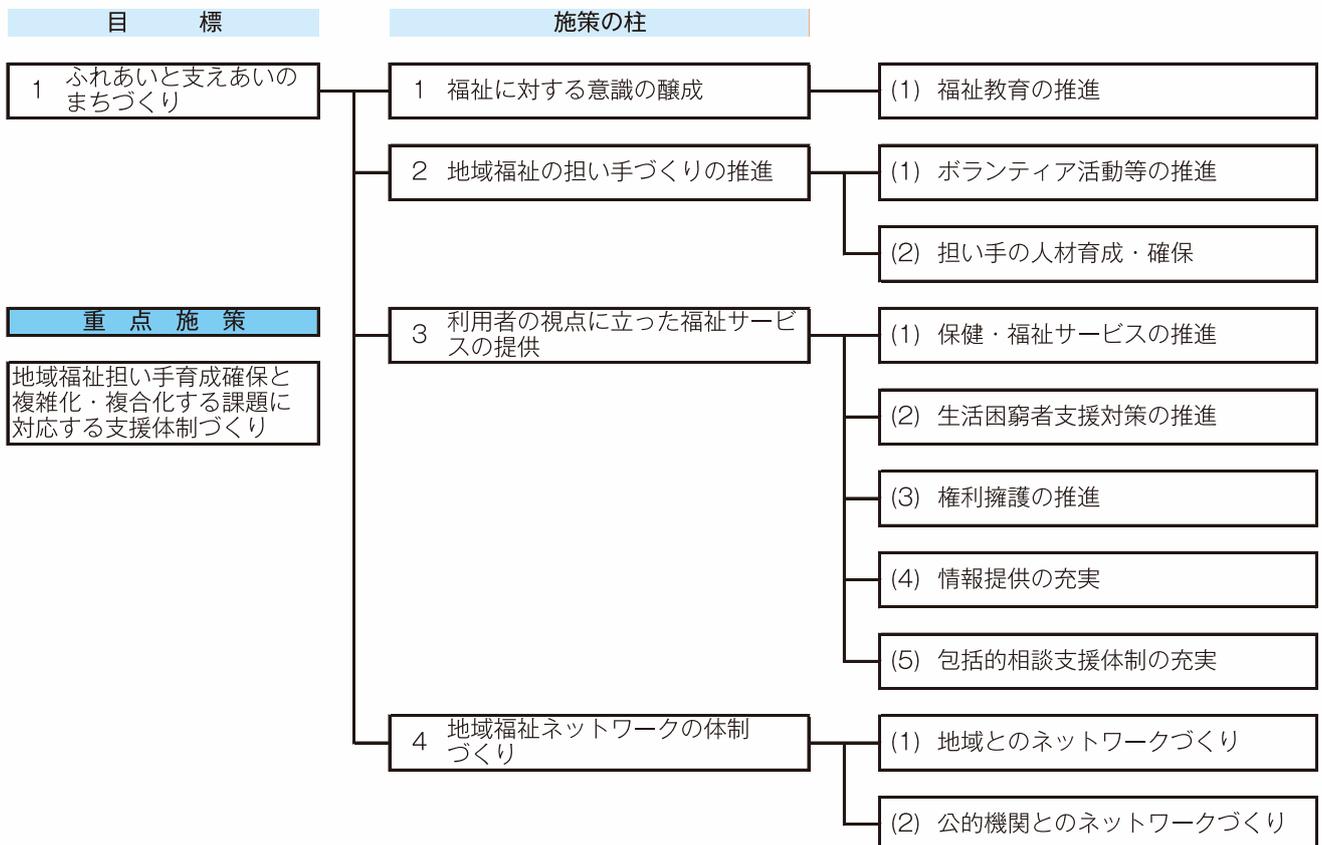
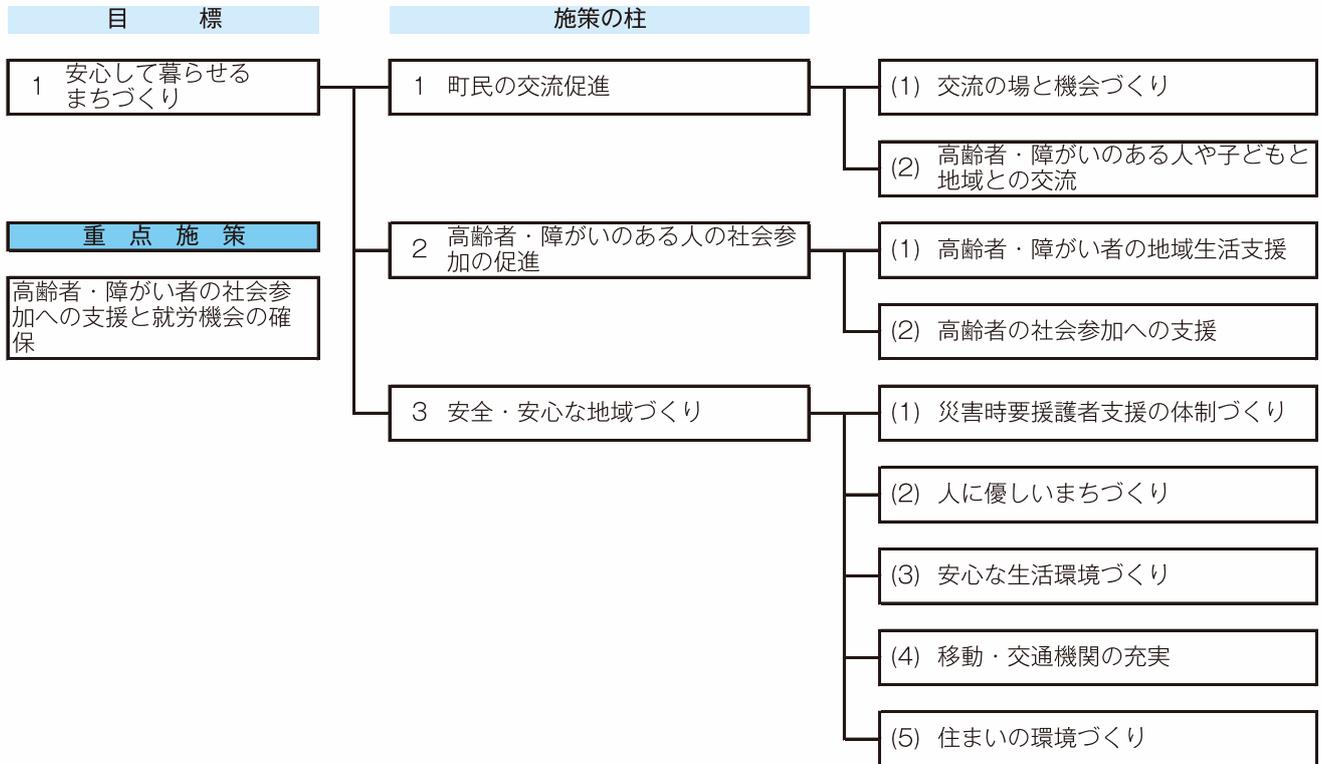
少子高齢・人口減少という社会構造の変化を背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支えあいの基盤が弱まってきています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動が休止となり、感染防止の取り組みを優先するあまり、地域での困りごとを抱えた人を把握できず、孤立させ、地域での生活を守れない状況に至ってしまうことが危惧されます。

住民相互の助けあいの精神が生きる壮瞥町の特性を活かしながら、コロナ禍においても、住民同士の見守り体制の維持・継続や町民一人ひとりが「我が事」の意識を持ち、地域福祉活動の担い手となるよう、人材育成や確保の取り組みを進めます。

## 第5章 | 基本計画

### 計画の体系



## 第1 本計画における重点施策

これまで記述してきた「壮瞥町の現状」・「第3期計画の総括」、並びにこれまでの計画の基本理念と目標を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、次の2つの施策を、本計画期間における重点施策とします。

### 1 高齢者・障がい者の社会参加への支援と就労機会の確保

#### 【現在の取組状況】

- ① 壮瞥町ボランティアセンターがボランティア活動の啓発と推進を継続している。
- ② 壮瞥町老人クラブ連合会が積極的な社会参加を呼びかけ、高齢者の孤立を予防する友愛活動を進めている。
- ③ 社会福祉協議会職業紹介所による就労の斡旋を継続している。
- ④ 地域活動支援センター「ノンノ」が、生産活動・余暇活動の場を設け、利用者の自立の促進と社会参加の支援を継続している。
- ⑤ 相談室「フロイデ」が、障がい者への相談事業を通して、日々の生活自立支援や就労支援事業所と連携して就労支援サービスを提供している。

#### 【課題】

- ① 壮瞥町高齢者事業団が平成30年3月末解散し、職業紹介所を社会福祉協議会内に開設しているが、生きがいつくりと就労機会の確保が必要。

#### 【計画期間の取組】

- ① 住み慣れた地域で、以前のような高齢者同士で働ける場所の確保の検討を行う。

### 2 地域福祉担い手育成確保と複雑化・複合化する課題に対応する支援体制づくり

#### 【現在の取組状況】

- ① 壮瞥町ボランティアセンターが、社会福祉協議会と連携し人材発掘や育成のための研修会を開催して、地域福祉ボランティア活動の啓発と推進を継続している。

#### 【課題】

- ① 担い手の高齢化と若い世代の担い手不足
- ② 介護保険、障がい者支援、子育て支援など単一の制度のみでは解決できない複合化している課題への対応

#### 【計画期間の取組】

- ① ボランティア人材の育成確保
- ② 社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、地域活動支援センター「ノンノ」等が相互に連携し、複合的支援に対応できる体制を検討する。

## 第2 安心して暮らせるまちづくり

### 1 町民の交流促進

#### (1) 交流の場と機会づくり

##### ①交流の機会づくり

家への引きこもりは体力の低下だけではなく、精神の落ち込みや認知症の進行など様々な問題を引き起こします。

社会福祉協議会、教育委員会、地域活動支援センター「ノンノ」と連携し、コロナ禍においても安心して楽しく毎日を過ごすために、感染予防をしながら、各種イベントや活動などにより交流の機会づくりを推進します。

##### ②連携による支援体制づくり

高齢者や障がいのある人など、生活上の問題を抱える方が安心して過ごしていくためには、適切な見守り支援が欠かせません。

これまで、ご近所や自治会、民生委員などが中心となって、高齢者等の見守りを行ってきましたが、このような支援体制を強化していくために、自治会と社会福祉協議会、行政、民生委員、地域活動支援センター「ノンノ」などが情報を共有し、一体的に支援していく体制づくりを継続して進めていきます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・小地域ネットワーク事業、あつぷる広場、演芸交流会、ふれあい敬老昼食会  
ふまねっと運動、スポーツサロン 社会福祉協議会
- ・転ばん塾 住民福祉課
- ・山美湖大学 生涯学習課
- ・地域活動支援センター「ノンノ」事業 住民福祉課
- ・民生委員協議会、地域包括支援センター情報交換会 住民福祉課
- ・地域サービス連絡会 地域包括支援センター

#### 《関連計画》

- ・総合戦略（基本目標4①高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくり）
- ・高齢者保健福祉計画（第2章第1節3地域包括ケアシステムの推進）
- ・第4期障がい者計画（第8章地域福祉ネットワークの形成）
- ・第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（第4章地域生活支援事業）
- ・教育大綱（Ⅱ基本方針2施策の方向性6（1）生涯を通じた学習機会の充実）
- ・第8次社会教育中期計画（第3章領域5高齢者教育）

## (2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流

### ①世代間交流の促進

近隣の住民と助け合い、生活していくには、世代間の交流が不可欠です。

様々な世代が楽しく自由に交流できるよう、自治会、学校、老人クラブなどを通じた世代間交流の促進に努めます。

小学校の児童が老人ホームを訪問し、歌やお遊戯などを通じた世代間交流も行っており、引き続き多様な交流を進めます。

### ②障がいのある人と地域住民との交流促進

障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域住民、社会福祉協議会、地域活動支援センター「ノンノ」などと連携して、地域活動などへの参加の促進や、交流しやすい環境づくりを進めます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・小地域ネットワーク事業 社会福祉協議会
- ・地域活動支援センター「ノンノ」事業 住民福祉課

#### 《関連計画》

- ・第4期障がい者計画（第8章地域福祉ネットワークの形成）
- ・第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（第4章地域生活支援事業）
- ・子ども・子育て支援事業計画（第5章第1節3児童・生徒の健全育成）
- ・教育大綱（Ⅱ基本方針2施策の方向性6（1）生涯を通じた学習機会の充実）
- ・第8次社会教育中期計画（第3章領域5高齢者教育）

## 2 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進

### (1) 高齢者・障がい者の地域生活支援

#### ①高齢者・障がいのある人の孤立化の予防

閉じこもりや外出を嫌う高齢者や障がいのある人の孤立化、認知症や寝たきり、生活機能の低下などを予防するため、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域活動支援センター「ノンノ」と連携を図りながら、見守りや声かけなど在宅支援を受けながら、地域の中で生活していけるよう取り組みを推進します。

#### ②地域の見守り活動の推進

従来から見守り活動を行っている各団体に加え、自治会や地域住民との連携を強化し、日常に起こった問題に対し、より迅速に適切に対応し問題を未然に防げるよう取り組みを推進します。

#### ③事業者との協働による見守り活動の推進

民間移動販売事業者との協定に基づき、配達先となる高齢者の見守り活動を、引き

続き事業者と協働で進めていきます。

#### ④障がいのある人の就労機会の確保

障がいのある人の雇用を促進するため、相談室「フロイデ」と連携し、本人のニーズに応じた就労ができるよう取り組みます。

##### 《主な事業・取り組み》

- ・ あっふる広場、ふまねっと運動、スポーツサロン 社会福祉協議会
- ・ 転ばん塾 住民福祉課
- ・ 地域活動支援センター「ノンノ」事業 住民福祉課
- ・ 緊急通報システム設置事業 住民福祉課
- ・ 高齢者在宅生活支援事業（独居高齢者訪問、配食サービス） 社会福祉協議会
- ・ 独居高齢者世帯防火査察 地域包括支援センター、消防、消防団
- ・ コープさっぽろとの地域見守り協定 住民福祉課
- ・ 相談支援「フロイデ」委託事業 住民福祉課

##### 《関連計画》

- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・ 第4期障がい者計画（第4章自立と社会参加を促す就労支援）
- ・ 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（第4章地域生活支援事業）

## (2) 高齢者の社会参加への支援

### ①高齢者の社会参加の促進

社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体、行政などが高齢者の経験と知識を活用することは高齢者の生きがいづくりにもつながります。今後もボランティアや地域活動などを通じた社会参加の促進に継続的に取り組みます。

### ②高齢者の就労機会の確保

住み慣れた地域で高齢者同士で働ける場所の確保のため、高齢者事業団の設置に向けた検討を行います。

##### 《主な事業・取り組み》

- ・ ボランティアセンター運営事業 社会福祉協議会
- ・ 老人クラブ活動事業 住民福祉課

##### 《関連計画》

- ・ 総合戦略（基本目標4①高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくり）
- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節1健康づくりと介護予防の推進）

### 3 安全・安心な地域づくり

#### (1) 災害時要援護者支援の体制づくり

##### ①災害時要援護者支援の体制づくり

ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯が増えており、災害発生が予測される時に、支援が必要な高齢者や要介護者、障がいのある人を、迅速に支援する体制が必要です。

このため、地域包括支援センターにおいて要援護者の事前把握と情報の定期的な更新に努め、消防・伊達警察署と情報共有し、自治会や民生委員、社会福祉協議会など関係者と連携して、災害に備えた支援体制をつくります。

##### ②災害発生時の情報伝達

町防災無線及びコミュニティFM放送の活用などにより、災害発生時における正確な情報の伝達に努めます。

##### ③地域による支援体制づくり

緊急時や災害発生時に迅速な支援を行うため、各関係機関と防災訓練を実施するなど、災害時要援護者支援体制の確認や自主防災組織との連携確認など取り組みを進めます。

##### ④事業者との協働による支援体制づくり

コンビニエンス事業者との協定に基づき、災害時における応急生活物資の供給を確保し、住民生活の早期安定を事業者と協働で進めていきます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・ 要援護者台帳の作成と警察・消防との情報共有 地域包括支援センター
- ・ 防災行政無線の活用 総務課
- ・ FMコミュニティ放送の活用 総務課
- ・ (株)セコマとのまちづくり連携協定・災害協定 総務課

#### 《関連計画》

- ・ 地域防災計画（第4章第11節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画）
- ・ 防災備蓄計画（3（2）流通備蓄）
- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・ 第4期障がい者計画（第7章安心して暮らせる福祉環境づくり）

#### (2) 人に優しいまちづくり

##### ①バリアフリーのまちづくり

子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが住みやすい生活環境づくりを進めるため、公共施設の改修や新たな建設にあたっては、バリアフリーを第一に考え、ユニバーサルデザインの考え方を導入して引き続き取り組みます。

## ②安全な歩行空間の確保

歩道の段差解消や点字ブロックの設置により、安心して歩きやすい歩道の設置に取り組むなど、安全な歩行空間の確保に努めます。

### 《主な事業・取り組み》

- ・利用しやすい公共施設・設備の整備 建設課
- ・町道改良時に配慮した施工 建設課

### 《関連計画》

- ・高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・第4期障がい者計画（第7章安心して暮らせる福祉環境づくり）
- ・公共施設等総合管理計画（Ⅲ4（3）安全確保の実施方針）

## （3）安心な生活環境づくり

### ①地域防犯や交通安全の推進

防犯や交通安全、消費者被害の防止など、住民が安心して暮らせるよう地域住民や地域安全協会等と連携し、防犯活動や交通安全運動を引き続き推進します。

また、増加する高齢者ドライバーの交通事故防止について、関係機関と協力し、高齢ドライバーの自覚を促す取組や、運転免許証の自主返納に繋がる取組を進めます。

### ②消費者被害の防止

見守り活動を行う民生委員、社会福祉協議会・地域包括支援センター、行政などが連携して情報共有し、悪質訪問販売などによる被害の防止に向けて取り組みを進めます。

また、住民が被害にあった際の連絡窓口の周知を徹底し、一人で悩まない環境づくりの取り組みを進めます。

### 《主な事業・取り組み》

- ・春と秋の全国交通安全運動期間中の街頭指導 総務課
- ・夏・歳末の防犯パトロール 総務課
- ・消費者被害防止・特殊詐欺被害防止の普及啓発 地域包括支援センター
- ・消費生活相談窓口対応 商工観光課

### 《関連計画》

- ・高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）

#### (4) 移動・交通機関の充実

##### ①総合的な移動・移送体系の充実

コミュニティタクシーの運行については、利用者の意見を踏まえながら、利用しやすい運行体制を継続します。また高齢者を対象とした町内区間の路線バス無料化事業を継続し、通院や買い物、入浴に活用できるよう地域公共交通体制の維持に取り組みます。

###### 《主な事業・取り組み》

- ・ コミュニティタクシー運行事業 企画財政課
- ・ 高齢者在宅生活支援事業（移送サービス） 社会福祉協議会
- ・ 路線バス無料化事業 住民福祉課

###### 《関連計画》

- ・ 総合戦略（基本目標4①高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくり）
- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・ 第4期障がい者計画（第7章安心して暮らせる福祉環境づくり）

#### (5) 住まいの環境づくり

##### ①高齢者・障がいのある人などの住宅の確保

今後予定される住宅整備については「壮瞥町住生活基本計画」に基づき、引き続きユニバーサルデザインに配慮した高齢者、障がいのある人、子育て世代向けの住宅確保に努めます。

###### 《主な事業・取り組み》

- ・ 生活支援ハウス運営事業 住民福祉課
- ・ 子育て応援住宅の維持管理 建設課

###### 《関連計画》

- ・ 総合戦略（基本目標2①結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援）
- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・ 第4期障がい者計画（第7章安心して暮らせる福祉環境づくり）
- ・ 住生活基本計画（1（2）②子育て応援住宅の建設）
- ・ 住生活基本計画（3（2）①高齢者、障がい者も安心なユニバーサルデザインによる公営住宅の整備）

## 第3 ふれあいと支えあいのまちづくり

### 1 福祉に対する意識の醸成

#### (1) 福祉教育の推進

##### ①人権教育の推進

地域に暮らす人たちが共に助け合い支えあう社会意識の醸成が大切です。偏見や差別がなくなるよう、人権尊重の心を育むためには、様々な困難な状況にある人たちの存在を認識することが大切なことであり、地域や家庭における人権教育の推進を継続します。

##### ②学校と連携した福祉教育の推進

将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの福祉の心を育むため、各学校との連携により体験や学習の機会をつくり、人権擁護委員等と連携して、福祉教育の推進を図ります。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・各学校における人権擁護委員による人権教室 生涯学習課
- ・人権の花運動 住民福祉課
- ・総合的な学習の時間での体験活動（盲導犬・車いす体験・赤い羽根募金）  
生涯学習課 社会福祉協議会

#### 《関連計画》

- ・第4期障がい者計画（第6章福祉意識の啓発と交流）
- ・子ども・子育て支援事業計画（第5章第3節1子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備）
- ・教育大綱（Ⅱ基本方針1施策の方向性2（2）道徳教育の推進と体験活動の充実）

### 2 地域福祉の担い手づくりの推進

#### (1) ボランティア活動等の推進

##### ①地域におけるボランティア活動の推進

支えあいのまちづくりのためには、住民同士の相互協力やボランティア活動が欠かせません。地域で活動するボランティアを育成するためには、活動の中心を担うボランティアリーダーの養成が求められています。

ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と協力し、人材の発掘や育成のために研修会を開催するなど、連携して取り組みを推進します。特に地域の実情に合った活動の推進ができるよう、検討を進めます。

## ②学校におけるボランティア活動の推進

子どもたちの助けあいの心、ボランティア精神を育み、将来のボランティア活動の担い手となる人材を育てるため、学校におけるボランティア活動の推進に引き続き取り組みます。

各学校では、これまでもボランティア活動に取り組んでおり、福祉の心を育む教育を引き続き支援します。

### 《主な事業・取り組み》

- ・ ボランティアセンターの運営 社会福祉協議会
- ・ 児童生徒ボランティア活動推進事業 社会福祉協議会
- ・ 各小中高校での赤い羽根募金への協力 生涯学習課

### 《関連計画》

- ・ 第4期障がい者計画（第8章地域福祉ネットワークの形成）
- ・ 教育大綱（Ⅱ基本方針2施策の方向性6（1）生涯を通じた学習機会の充実）
- ・ 第8次社会教育中期計画（第3章領域3青少年教育）

## (2) 担い手の人材育成・確保

### ①担い手の育成確保

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、地域活動の担い手が高齢化していることや、若い世代の担い手が不足していることから、関係機関と連携しながら今後の活動の担い手となる人材の発掘・確保に取り組みます。

ボランティア活動に興味を持つ人がいても、活動内容が分からない人、時間が限られている人等、参加の機会を逃している人もいると思われるため、ボランティア活動の重要性や活動内容などの周知啓発を行います。

### ②ボランティア相談窓口の充実とボランティアセンターへの支援

ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしてみたい、してほしいという双方向の声が円滑に結びつくよう、相談窓口・調整機能の充実に取り組みます。

また、ボランティアセンター登録団体の育成支援に引き続き取り組みます。

### 《主な事業・取り組み》

- ・ ボランティアセンターの運営 社会福祉協議会
- ・ 児童生徒ボランティア活動推進事業 社会福祉協議会

### 《関連計画》

- ・ 第4期障がい者計画（第8章地域福祉ネットワークの形成）
- ・ 第8次社会教育中期計画（第3章領域3青少年教育）

### 3 利用者の視点に立った福祉サービスの提供

#### (1) 保健・福祉サービスの推進

##### ①健康づくりの推進

健康寿命の延伸と介護予防のため毎日を充実して生活していくためには、町民一人ひとりが自身の健康状態を把握し、健康増進及び疾病予防に取り組むことで、生涯にわたり生活の質を維持・向上することができます。

各種健（検）診の実施や健康に関わる相談等を通じて支援する体制づくりに努めます。

##### ②高齢者福祉施策の充実

住み慣れた環境での生き生きとした毎日を支援するため、住民が支えあう地域づくりと在宅福祉サービスの充実を図り、併せて、高齢者が生きがいをもち、笑顔で元気に過ごしていくために、介護予防・重度化予防のための施策の検討と推進を図ります。

##### ③社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

様々な地域生活課題への対応には、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を積極的に推進してもらうことが重要です。

社会福祉法人の豊富な人材から多様なサービスを展開し、併せて公的サービスの連携による公私協働体制を推進します。

##### ④子育て支援の推進

子育て環境の整備を進め、教育・保育及び子ども・子育て支援サービスの質を高め、産みやすい、育てやすい、学びやすい環境を整え、次世代を担う子どもの健全育成や子どもの成長を地域全体で支えるための体制づくりを進めます。

##### ⑤障がいのある人（児童）の支援

障がいのある人（児童）が地域で安心して生活できる環境づくりと、住民がお互いに協力し合う地域づくりを進めます。

また、乳幼児の発達障害の早期発見と療育、障がい児保育など、太陽の園発達医療センター、西胆振児童デイサービスセンターと連携して、家庭への支援に努めます。

障がいのある人の自立支援には、地域活動支援センター「ノンノ」と連携し、介護者も含めた支援を行いながら、障がいに関する住民の理解を促進する啓発活動にも取り組みます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・各種がん検診・特定健診・特定保健指導 住民福祉課
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業 住民福祉課
- ・自殺対策行動計画策定と相談窓口の普及啓発 住民福祉課
- ・介護予防通所事業・介護予防家事援助事業 住民福祉課
- ・在宅高齢者短期保護事業 住民福祉課

### 《主な事業・取り組み》

- ・ 特定利用証・特定利用券の交付 住民福祉課
- ・ 保育所運営・児童クラブ・児童館の設置 住民福祉課
- ・ 子育て支援センターげんき運営 住民福祉課
- ・ チャイルドシート無料貸し出し 住民福祉課
- ・ 高校生まで医療費の無料化 住民福祉課
- ・ 子育て世代包括支援センター運営 住民福祉課
- ・ 産後ケア事業 住民福祉課
- ・ 子育て応援祝金事業 住民福祉課
- ・ 子育て応援ごみ袋配布事業 住民福祉課
- ・ 障がい啓発冊子配布 住民福祉課
- ・ 胆振西部児童デイサービスセンター運営 住民福祉課
- ・ 重度障がい者への医療費助成 住民福祉課
- ・ 各種障がい者・障がい児福祉サービス給付 住民福祉課

### 《関連計画》

- ・ 総合戦略（基本目標2①結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援）
- ・ 国民健康保険保健事業実施計画（第4章2）第2期計画における目的、中・長期的目標）
- ・ 第3期特定健康診査等実施計画（第3章2特定健康診査等の実施）
- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節1健康づくりと介護予防の推進）
- ・ 自殺対策行動計画（第4章自殺対策の重点施策）
- ・ 第4期障がい者計画（第2章保健・医療体制の確保・充実）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）
- ・ 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（第3章障がい福祉サービス等）
- ・ 社会福祉法人壮瞥町社会福祉協議会現況報告書（11-2地域における公益的な取組）
- ・ 社会福祉法人長日会現況報告書（11-2地域における公益的な取組）

## （2）生活困窮者支援対策の推進

### ①ひとり親家庭・低所得者に対する支援

生活困窮者は、障がい、ひとり親家庭、社会的孤立など複合的な課題を抱えている場合が多いため、悩みを相談できる体制づくりと、継続して医療費の助成を行い、民生委員や行政が社会福祉協議会と連携して、子育て・仕事、支援サービスの活用促進を行っていきます。

特に社会的孤立している世帯などは制度の狭間にいるケースも少なくないため、制度・分野ごとの支援を越えた相談体制の構築により、適切な支援につなげていきます。

## ②子どもの貧困対策

近年、子どもの貧困が深刻な社会問題となっています。将来、親から子どもへと貧困の連鎖が引き継がれることがないように、一つずつ課題解決していくため、関係機関・団体と連携しながら、学習支援、相談支援等の充実を図ります。

### 《主な事業・取り組み》

- ・ 相談会の開催 **サポートセンターいぶり** **住民福祉課**
- ・ 生活一時資金の貸し付け **社会福祉協議会**
- ・ 生活福祉資金 **北海道社会福祉協議会**
- ・ 要保護児童対策地域協議会運営 **住民福祉課**
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業 **住民福祉課**
- ・ 児童扶養手当支給事業 **住民福祉課**
- ・ 特別児童扶養手当支給事業 **住民福祉課**
- ・ 就学援助事業 **生涯学習課**

### 《関連計画》

- ・ 子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）

## (3) 権利擁護の推進

### ①権利擁護が必要な方への支援体制の整備

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方、子どもの権利が十分擁護され、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、室蘭成年後見支援センター、地域包括支援センター、民生委員、医療機関等と連携して権利擁護に関する周知や制度への理解促進、制度利用支援に取り組みます。

### ②虐待防止とDV防止

高齢者、障がいのある方、子どもなどへの虐待や配偶者等からのDV被害件数は全国的に増加傾向にあり、これらの方々が地域の中で孤立しないよう、警察や児童相談所、医療機関、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員などと連携して見守り体制の強化と早期発見・早期対応を図ります。

### 《主な事業・取り組み》

- ・ 室蘭成年後見支援センター業務委託 **住民福祉課**
- ・ 消費者被害防止・特殊詐欺被害防止の普及啓発  
**商工観光課** **地域包括支援センター**
- ・ 要保護児童対策地域協議会運営 **住民福祉課**

#### 《関連計画》

- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節3地域包括ケアシステムの推進）
- ・ 第4期障がい者計画（第7章安心して暮らせる福祉環境づくり）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）

#### （4）情報提供の充実

##### ①福祉サービス・福祉事業者に関する情報提供の推進

町広報誌や町ホームページに保健福祉に関する情報掲載を行い、高齢者や障がい者に配慮したわかりやすい情報提供に努めます。

自治会未加入世帯に対しては、自治会加入を促し、転入・転居時には自治会加入促進を継続して行い、行政からの情報が伝わりやすい環境づくりに努めます。

また、社会福祉協議会と連携して、各種福祉サービス、福祉事業所や団体を紹介する情報誌の発行を継続します。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・ 広報誌やホームページ等での情報提供 住民福祉課
- ・ 認知症ケアパス 地域包括支援センター
- ・ 暮らしのお役立ち情報誌 社会福祉協議会

#### 《関連計画》

- ・ 高齢者保健福祉計画（第2章第1節3地域包括ケアシステムの推進）
- ・ 第4期障がい者計画（第6章福祉意識の啓発と交流）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）

#### （5）包括的相談支援体制の充実

##### ①包括的相談窓口機能の充実

独居高齢者や高齢者世帯、障がいのある方、ひとり親家庭などの悩みは複雑化・多様化しており、この課題を丸ごと受け止める体制を整えるため、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

##### ②気軽に相談できる福祉窓口の確立

どんな小さな困りごとでも、気軽に相談できる福祉窓口を継続します。

役場住民福祉課や地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターでは、地域住民のほか、福祉サービスを提供する事業者、活動している人、福祉サービスを必要とする人など、当事者双方の心配ごとや不安なことにも対応し、より良い支援活動につなげることができるよう取り組みます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・地域包括支援センター運営 住民福祉課
- ・子育て世代包括支援センター運営 住民福祉課
- ・相談支援「フロイデ」委託事業 住民福祉課

#### 《関連計画》

- ・高齢者保健福祉計画（第2章第1節1 健康づくりと介護予防の推進）
- ・第4期障がい者計画（第1章地域生活を支える福祉サービスの充実）
- ・子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）

## 4 地域福祉ネットワークの体制づくり

### （1）地域とのネットワークづくり

#### ①地域と役場のネットワークづくり

地域における困りごと解決のために、地域の事情に詳しい自治会と社会福祉協議会、行政、民生委員などが情報共有できる体制を継続します。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域生活課題に関する相談を把握し、医療、介護、予防、住まいや日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの確立に向けて取り組むため、町内医療機関、社会福祉法人、福祉団体、民生委員などによる「地域サービス連絡会」を開催し、適切なサービスを提供できる体制を継続していきます。

#### ②社会福祉協議会との連携

地域福祉の実践母体となる社会福祉協議会との一層の連携強化を図るため、定期的な情報交換・情報共有のための会議を継続していきます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・地域包括支援センター 住民福祉課
- ・子育て世代包括支援センター 住民福祉課
- ・相談支援「フロイデ」委託事業 住民福祉課
- ・民生委員協議会運営補助 住民福祉課
- ・地域活動支援センター「ノンノ」事業 住民福祉課

#### 《関連計画》

- ・高齢者保健福祉計画（第2章第1節2 在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・第4期障がい者計画（第8章地域福祉ネットワークの形成）
- ・子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）

## (2) 公的機関とのネットワークづくり

### ①警察・消防とのネットワークづくり

災害時や高齢者等の安否確認等のため、警察・消防などとの連携を図るため、日頃より情報交換・情報共有を行い、ネットワークづくりを継続していきます。

#### 《主な事業・取り組み》

- ・独居高齢者世帯防火査察 地域包括支援センター、消防、消防団
- ・生死不明住民宅への立ち入り対応 地域包括支援センター、警察
- ・虐待対応時の連携 住民福祉課・子育て世代包括支援センター  
地域包括支援センター、警察

#### 《関連計画》

- ・高齢者保健福祉計画（第2章第1節2在宅生活支援の推進と居住環境の整備）
- ・第4期障がい者計画（第7章安心して暮らせる福祉環境づくり）
- ・子ども・子育て支援事業計画（第5章施策の展開）

### 第1 計画の推進

地域福祉を推進していくためには、住民をはじめ、行政機関、社会福祉事業者、ボランティアなどの各種団体が、それぞれの役割を担い、連携、協力して取り組むことが必要です。

これまで地域福祉と関わりが少なかった人や団体等にも積極的に呼びかけながら、誰もが「我が事」として捉え参加することを目指して、計画を推進していくことが大切です。

このため、今後、本計画を着実に推進するためには、関係機関が以下に示す取り組みを実現していくことが期待されます。

#### 1 住民・社会福祉事業者・ボランティア等と行政による協働

福祉サービスの利用者の視点に立って、きめ細かくサービスを提供するには、行政や社会福祉協議会のみならず、住民、社会福祉事業者、ボランティアなどが、以下のように相互に協力してサービスの提供に取り組む必要があります。

##### (1) 住民の役割

住民は、福祉サービスの対象者であるとともに、地域活動の担い手でもあります。

各種の講演会や研修会、ボランティア活動などに参加することで、福祉に対する意識啓発に努め、ひとり暮らし高齢者などへの声かけや、見守り活動にも積極的に取り組むことが期待されます。

一人ひとりが自分にできることを自ら考え、まず行動に移すことが大切です。

##### (2) 事業者の役割

社会福祉に取り組む事業者は、国や道の福祉施策の方針等を踏まえ、町の特徴、特色に合わせた質の高いサービスを継続的に提供していくことが期待されます。

また、住民への福祉サービスに対する情報提供や相談などに積極的に取り組むことが期待されます。

一般の事業者は、地域の一員として福祉活動への参加や障がい者の雇用機会の拡大への協力など、社会への貢献活動に取り組むことが期待されます。

##### (3) ボランティア

子育て支援、高齢者支援、障がい者支援など、幅広い分野での活動が期待されるほか、自身の活動にとどまらず、活動内容の広報や新たなボランティアの勧誘、行政への施策提言を行うことも期待されます。

さらに、他地域の同様な活動を行う組織との情報交換や人的な交流などの連携を深め、新たなサービス提供に積極的に取り組むことが期待されます。

#### (4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の福祉活動の拠点であり、住民の福祉ニーズに対応し相談に応じ、福祉サービスを適切に提供することが期待されます。

また、福祉団体や住民、ボランティア組織の活動を支援し、効果的に事業を推進することが期待されます。

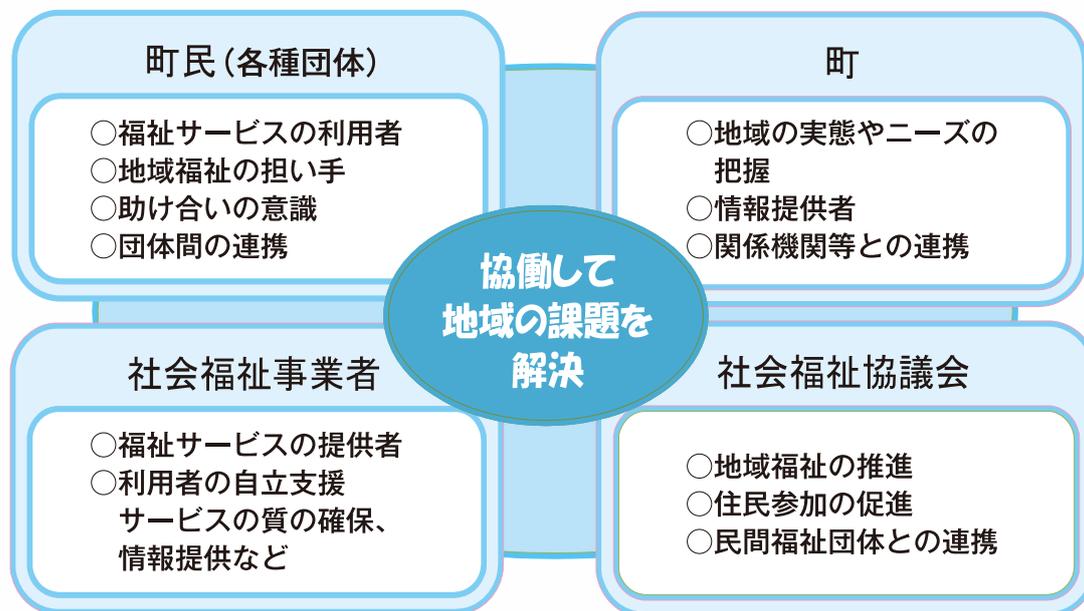
#### (5) 町の役割

町は、地域福祉の計画の理念や目標、施策方針を住民にわかりやすく示し、計画の進捗管理を行いながら、計画に盛り込まれた施策を着実に推進する必要があります。

具体的な進捗管理としては以下の方法をとります。

- ①毎年度、各目標に関係する事業について、実施状況等を調査する。
- ②目標達成に向けた方法などについて、検討する。
- ③その他、必要に応じて新たな施策に取り組み、推進する。

また、町には関係機関や各種団体、事業者などと調整し、住民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進める責任があります。



## 2 社会福祉協議会との密接な連携

本計画の推進には、町と社会福祉協議会の密接な連携が不可欠です。

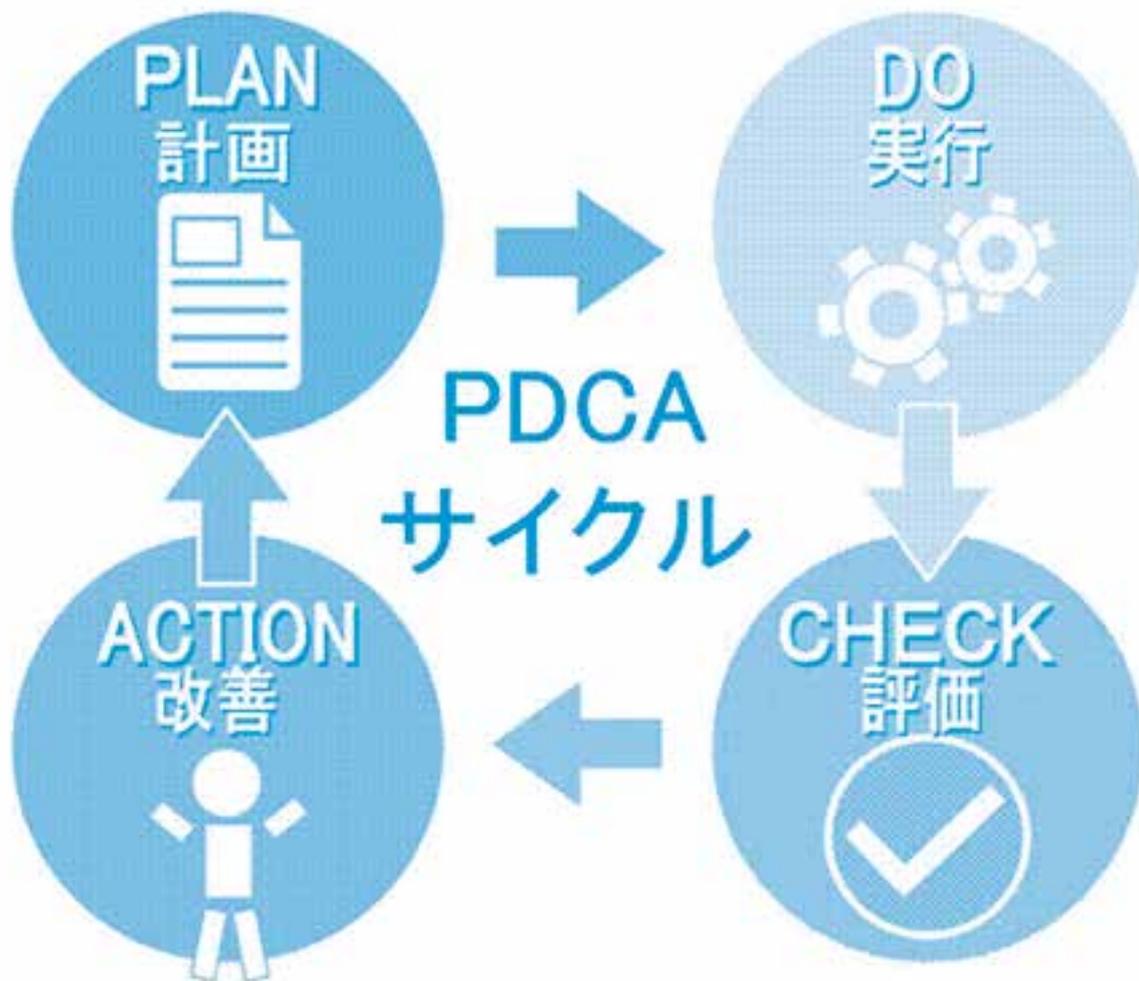
社会福祉法の上で、社会福祉協議会は地域の福祉を担う中心団体として位置づけられており、地域生活課題へ対応する社会資源の拡充の観点から、「地域における公益的な取組」等を通して、地域福祉の推進に寄与する責任があります。

このため、町と社会福祉協議会の強力な連携のもと、地域における公益的な取り組みに基づいて各種施策を積極的に推進する必要があります。

## 3 継続的な計画内容の検証、見直し

本計画は、5年間にわたる計画であり、当町を取り巻く社会情勢の変化や福祉関連施策に対する国の方針変更等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取組を行っていきます。

また、より良い地域福祉のあり方について、必要に応じて取り組みの検証、見直しを柔軟に進めていくことが大切であり、本計画の推進に繋がるよう執り進めていきます。



## 1 第4期地域福祉計画（生活の質の向上計画）の策定経過

計画策定について、地域福祉計画策定委員会を組織し、前期計画の見直し、本計画案の審議等を行いました。

- |            |   |
|------------|---|
| 令和3年 8月30日 | 第1回地域福祉計画策定委員会書面会議開催<br>8月25日緊急事態宣言発令のため書面会議に変更     |
|            | ・ 委嘱状交付   |
|            | ・ 第4期計画について   |
|            | ・ 策定委員会スケジュールについて                                   |
|            | ・ 第4期計画に係るアンケート調査について                               |
| 令和3年10月 4日 | 第4期計画に係るアンケート調査実施                                   |
| 令和3年12月21日 | 第2回地域福祉計画策定委員会開催                                    |
|            | ・ 計画素案について  |
|            | ・ 壮瞥町の現状について  |
|            | ・ 第3期計画の総括について                                      |
|            | ・ 基本計画について  |
|            | ・ アンケート調査結果について                                     |
|            | ・ 計画の推進に向けた取り組み方針について                               |
|            | ・ 資料編について   |
| 令和4年 2月 1日 | パブリックコメント募集   |
| 令和4年 2月22日 | パブリックコメント募集締め切り（意見提出者なし）                            |
| 令和4年 2月28日 | 第3回地域福祉計画策定委員会書面会議開催<br>1月27日まん延防止等重点措置実施のため書面会議に変更 |
|            | ・ 地域福祉計画最終案について                                     |
| 令和4年 3月24日 | 第4期地域福祉計画（生活の質向上計画）決定                               |

## 2 壮瞥町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### 壮瞥町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、壮瞥町附属機関設置条例(令和2年条例第1号)第3条の規定に基づき、壮瞥町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第3条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定し、新たな地域福祉の実現と、福祉施策の総合的な推進を図るため、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他第2条の目的を達するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員9名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 福祉関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、当該計画等の策定に係る期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年要綱第8号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 壮瞥町地域福祉計画策定委員会名簿

壮瞥町地域福祉計画策定委員会名簿

#### ■第4期壮瞥町地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

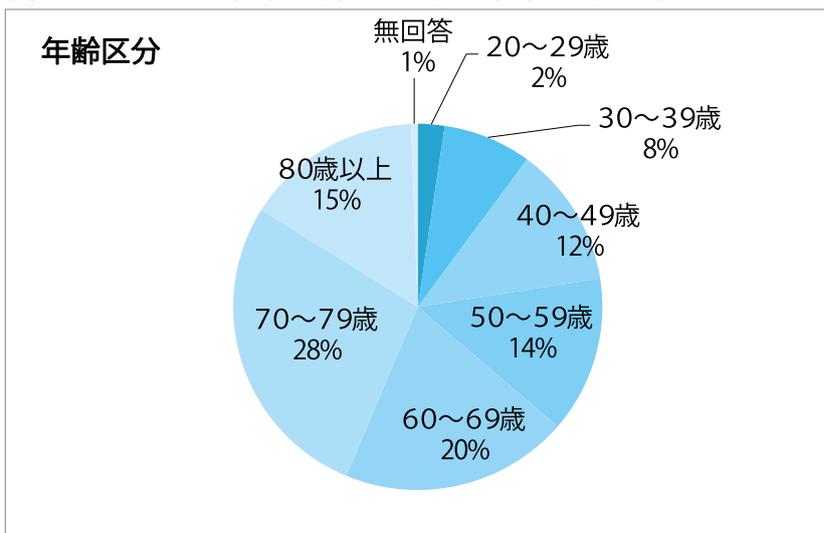
推 薦 団 体	役 職	氏 名	備 考
壮瞥町社会福祉協議会	会 長	千田 重光	委員長
壮瞥町女性団体連絡協議会	会 長	森近 恭子	副委員長
壮瞥町民生委員協議会	会 長	松浦 恵美子	
胆振身体障害者福祉協会壮瞥支部	理 事	船田 寅雄	
壮瞥町連合自治会	会 長	松浦 久	
壮瞥町PTA連合会	会 長	谷田 司	
壮瞥町商工会青年部	副部長	松本 啓太	
人権擁護委員	委 員	藤川 尚子	
壮瞥町住民福祉課	課 長	阿部 正一	

#### 4 アンケート調査結果

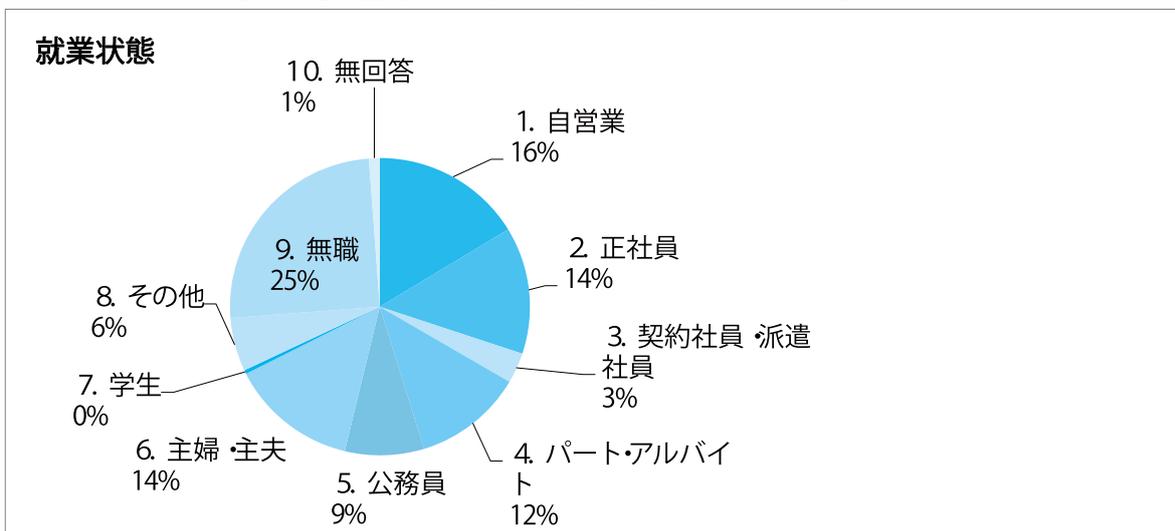
- (1) 調査対象 町内に居住する20歳以上の住民
- (2) 標本構成 対象者数 1,030人（調査対象の約半数）  
男：481人 女：549人
- (3) 抽出方法 年齢、性別等のバランスを考慮した上で無作為に抽出
- (4) 調査時期 発送 令和3年10月4日 回収 令和3年10月22日
- (5) 回収率 50.0%

年代別	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回答率
20-29歳	45	12	26.7%
30-39歳	111	40	36.0%
40-49歳	152	64	42.1%
50-59歳	150	71	47.3%
60-69歳	188	103	54.8%
70-79歳	235	142	60.4%
80歳以上	149	80	53.7%
不明	—	3	—
計	1,030	515	50.0%

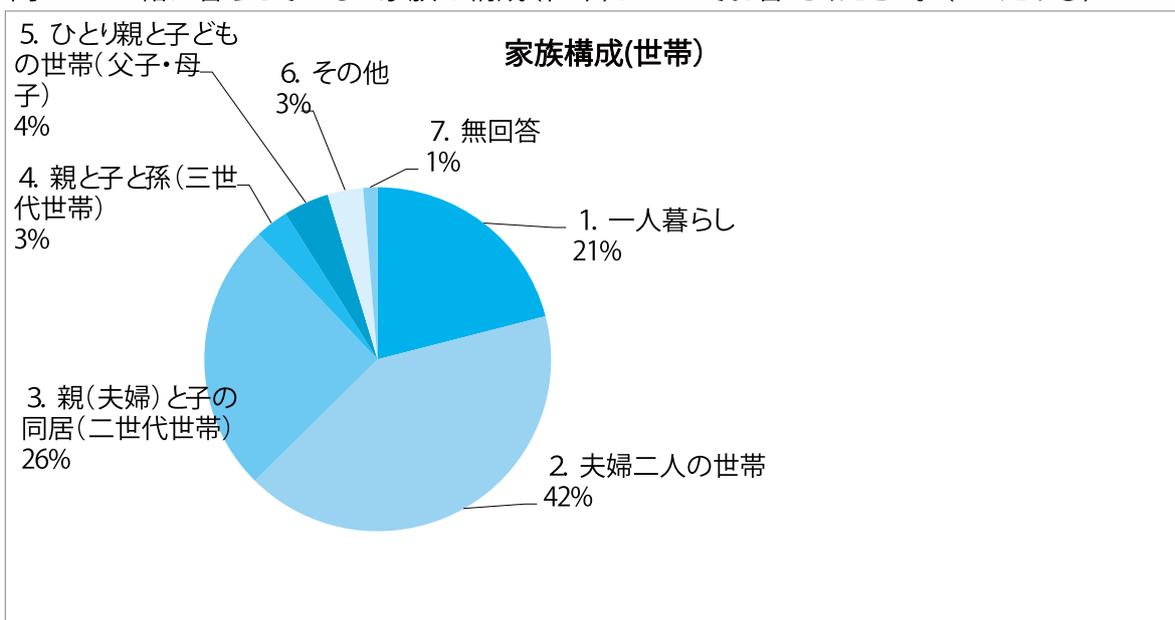
問1 あなたの年齢をお答えください。(1つだけ○)



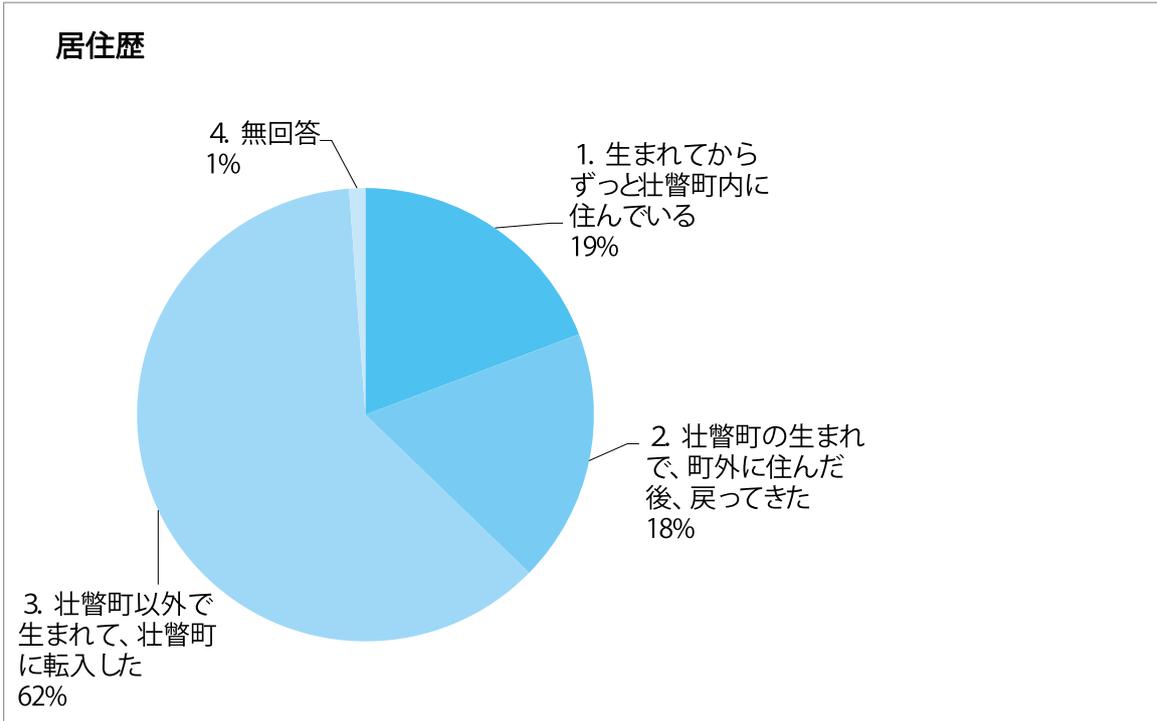
問2 あなたの就業状態、主な職業をお答えください。(1つだけ○)



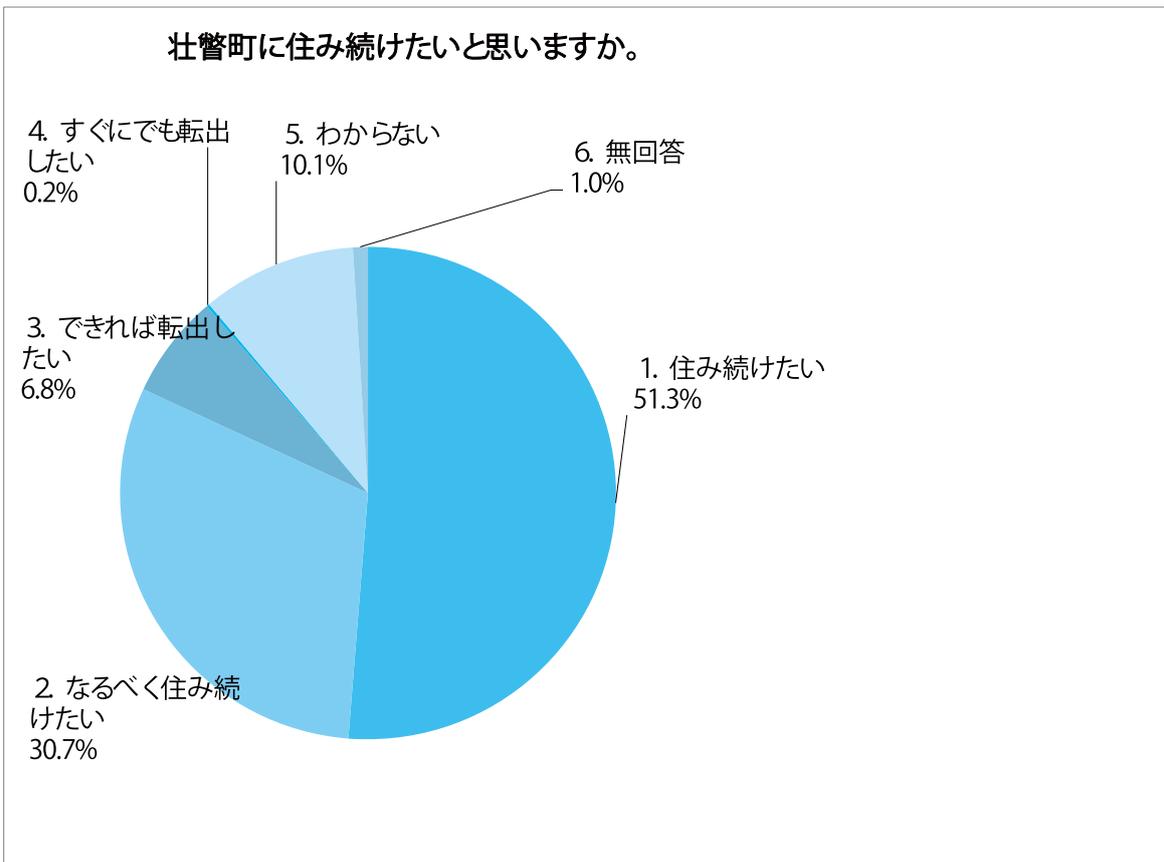
問3 一緒に暮らしているご家族の構成(世帯)についてお答えください。(1つだけ○)



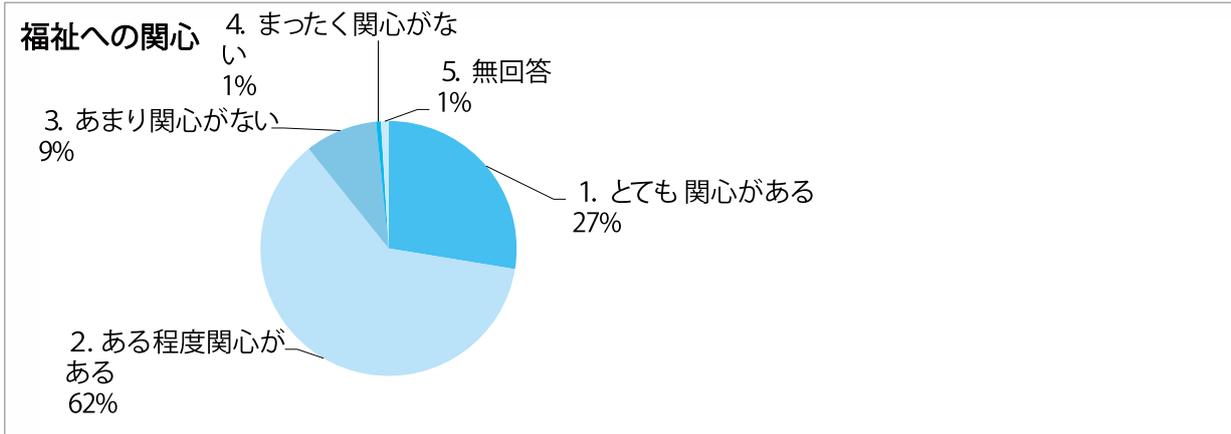
問4 壮警町での居住歴をお答えください。(1つだけ○)



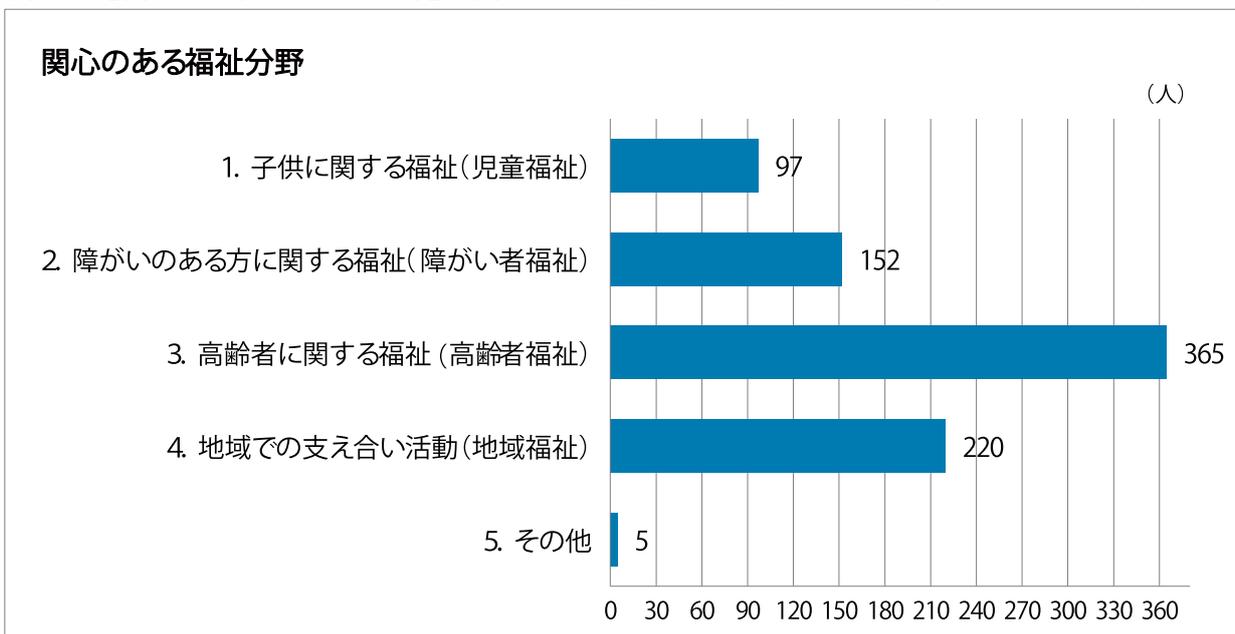
問5 今後も壮警町に住み続けたいと思いますか。(1つだけ○)



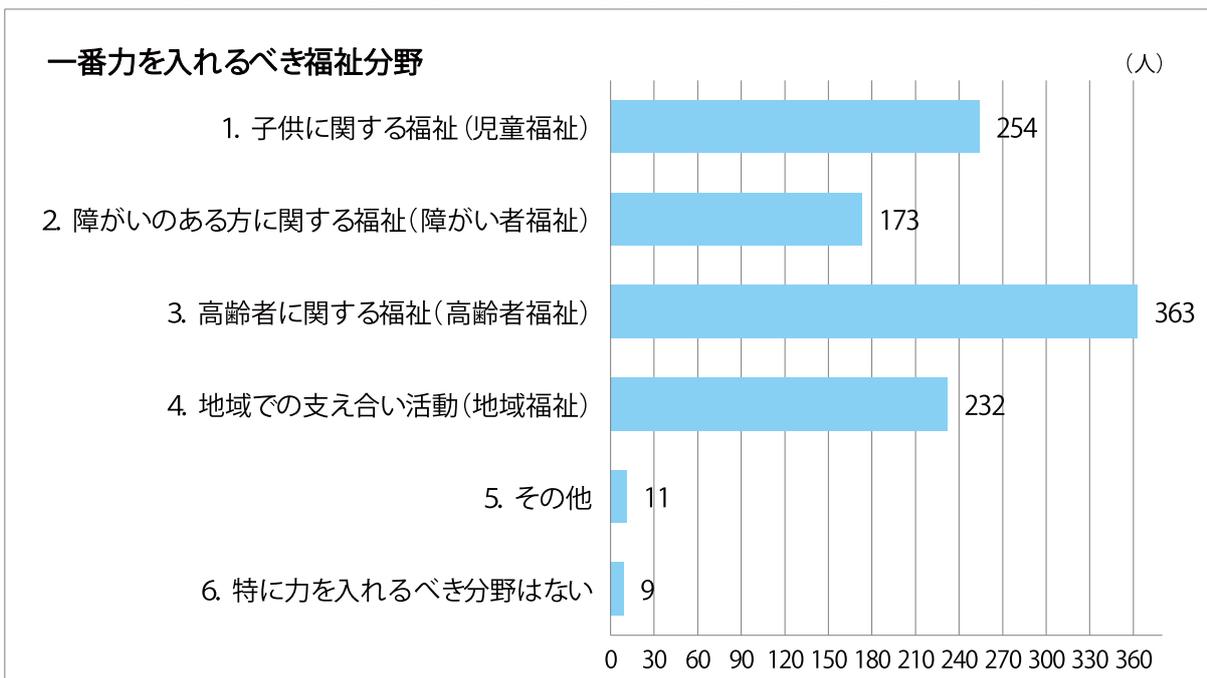
問6 あなたは「福祉」に関心がありますか。(1つだけ○)



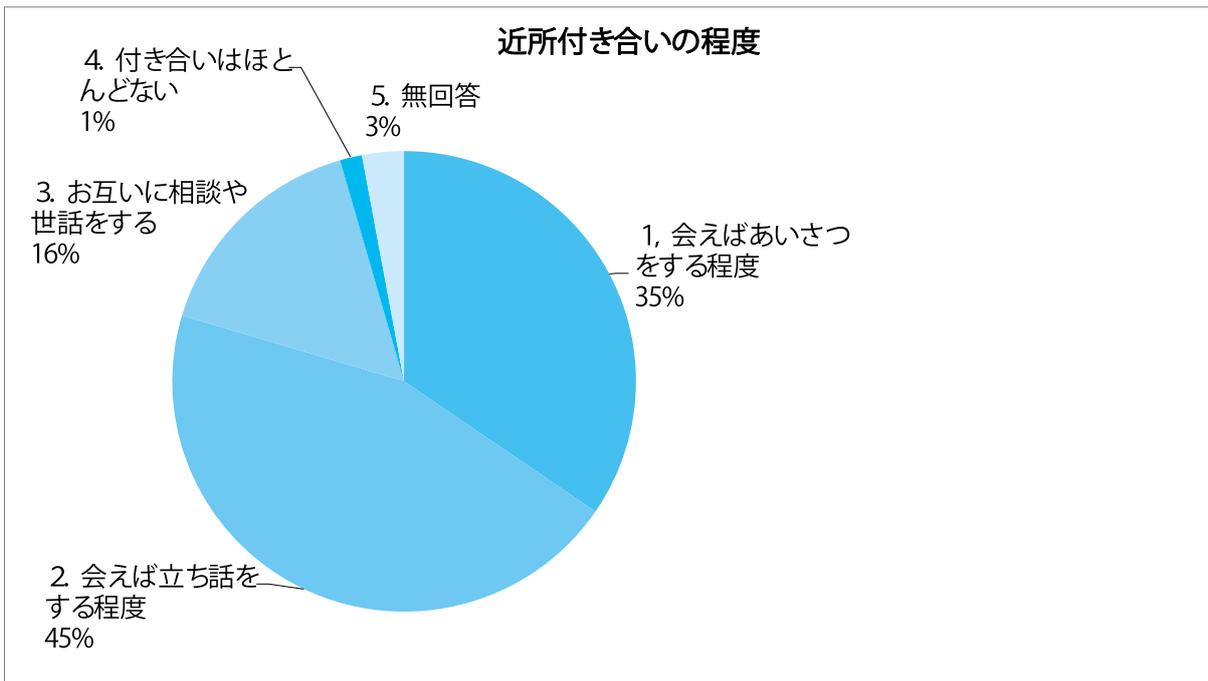
問7 【問6で、1, 2を選んだ方】 関心がある福祉はどの分野ですか。(○は、いくつでも)



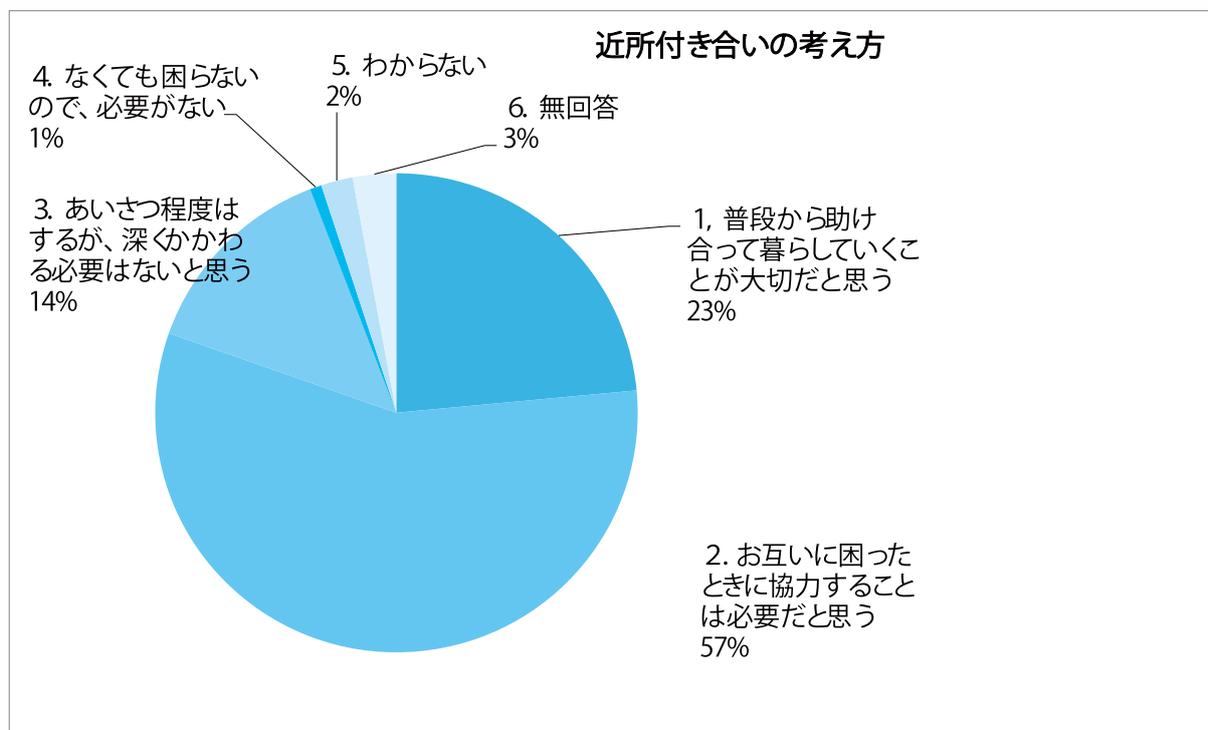
問8 あなたがこれから一番力を入れるべきだと思う福祉の分野はどれですか。(○は、3つまで)



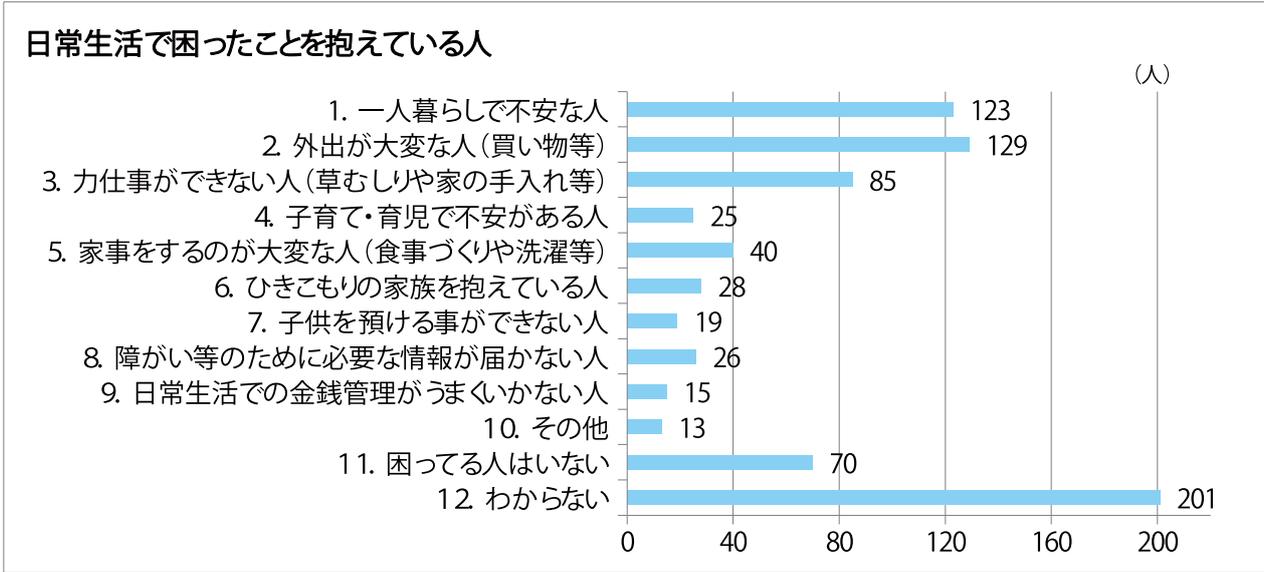
問9 あなたはふだん、近所の人とどのような付き合いをしていますか。  
(もっとも多い付き合い方に1つだけ○)



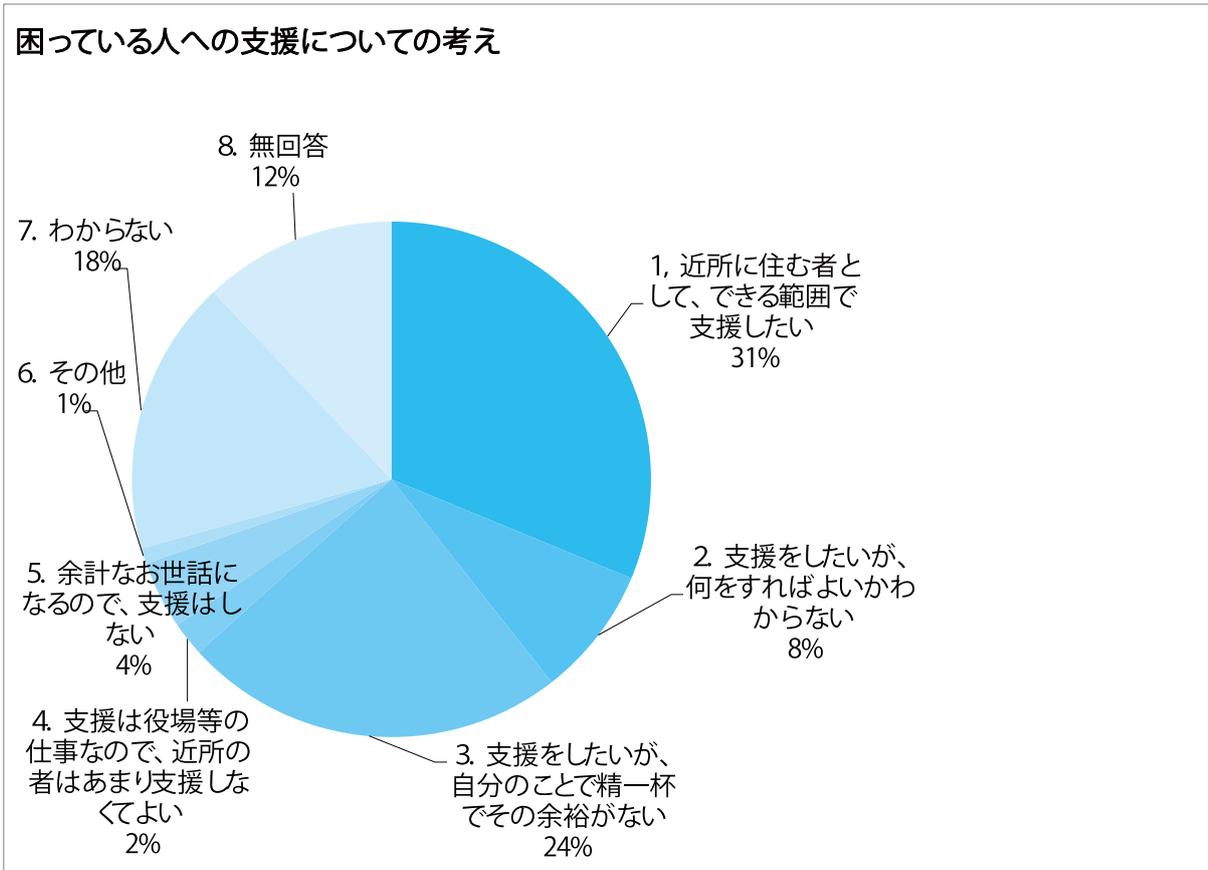
問10 あなたの近所付き合いの考え方に近いものはどれですか。(1つだけ○)



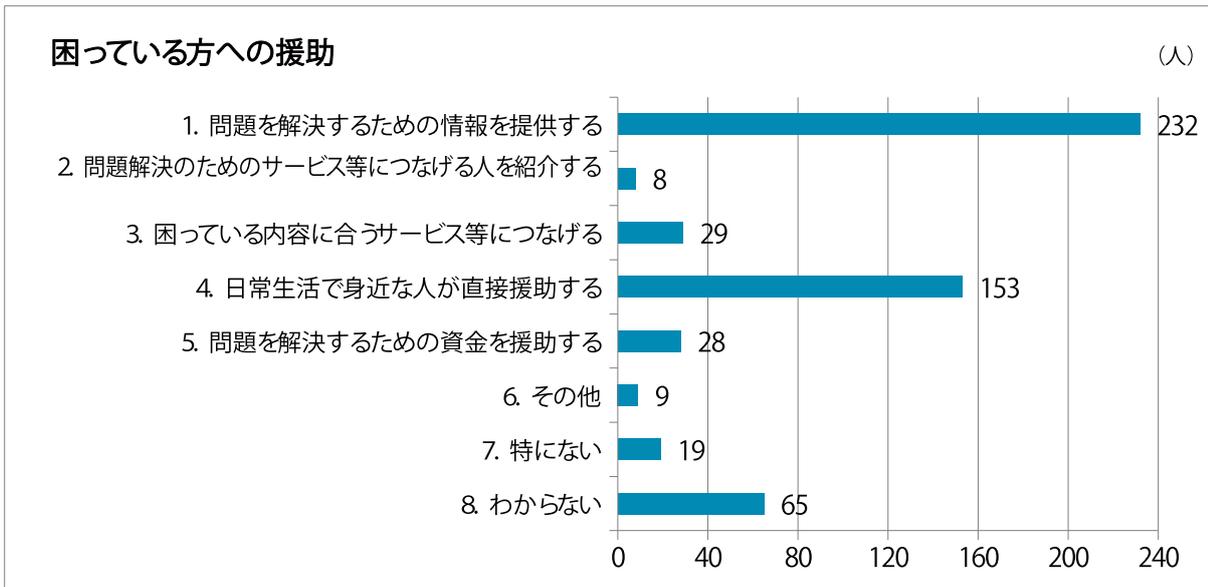
問11 現在お住まいの地域で、日常生活に困ったことを抱えている人はいますか。  
 (○は、いくつでも)



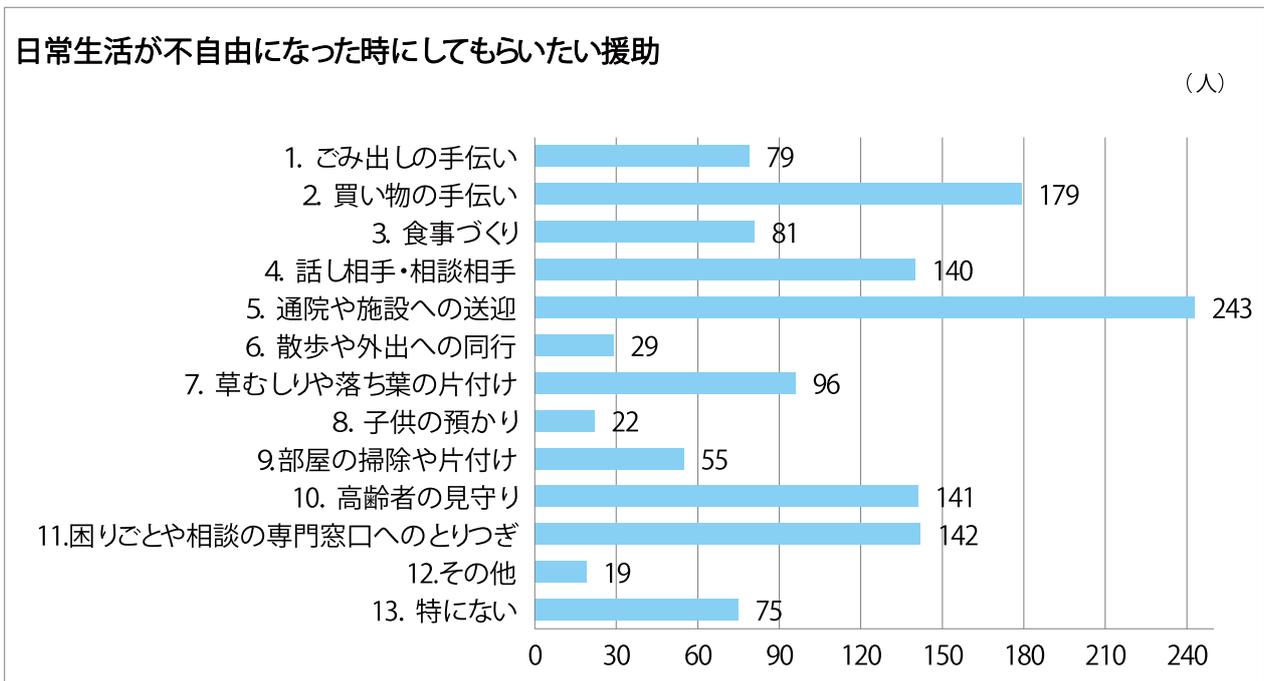
問12 問11で○を付けた方などに対する支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。  
 (○は、いくつでも)



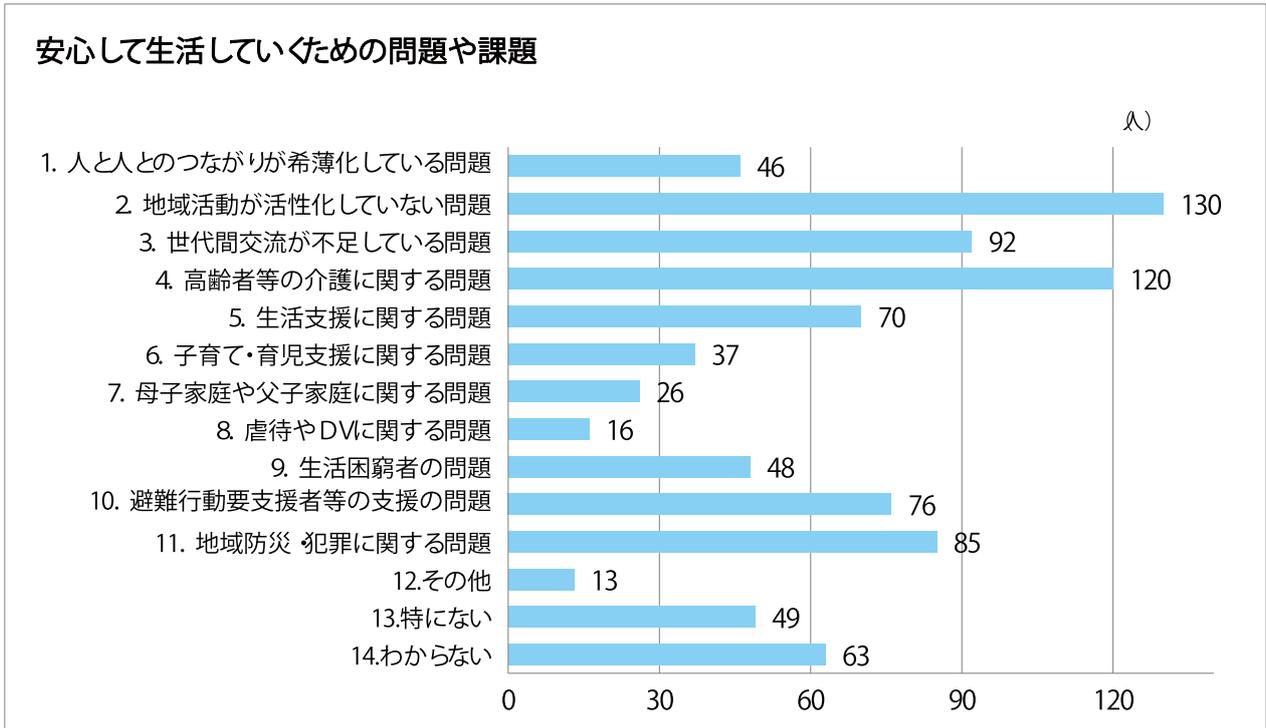
問13 あなたは日常生活で困っている人がいた場合、どのような援助が必要だと思いますか。  
(○は、いくつでも)



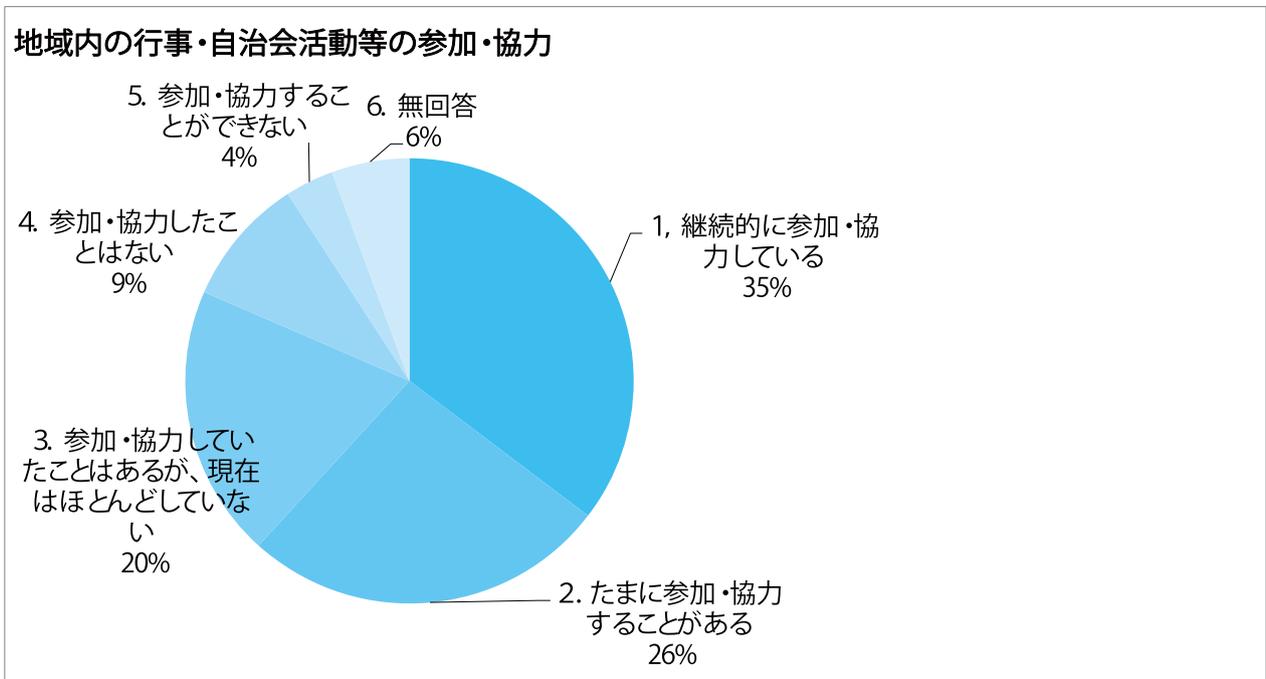
問14 あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故等で日常生活が不自由となったとき、地域のの人にしてもらいたいことはありますか。(○は、いくつでも)



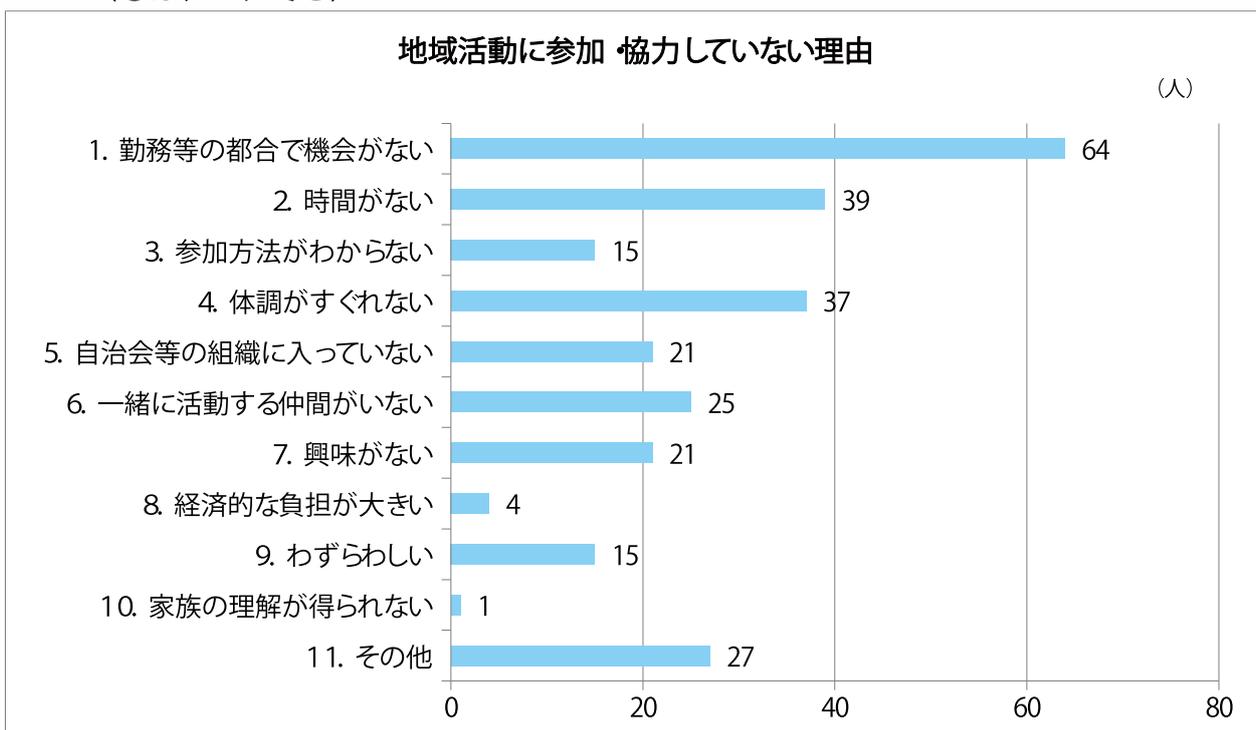
問15 現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。(〇は、いくつでも)



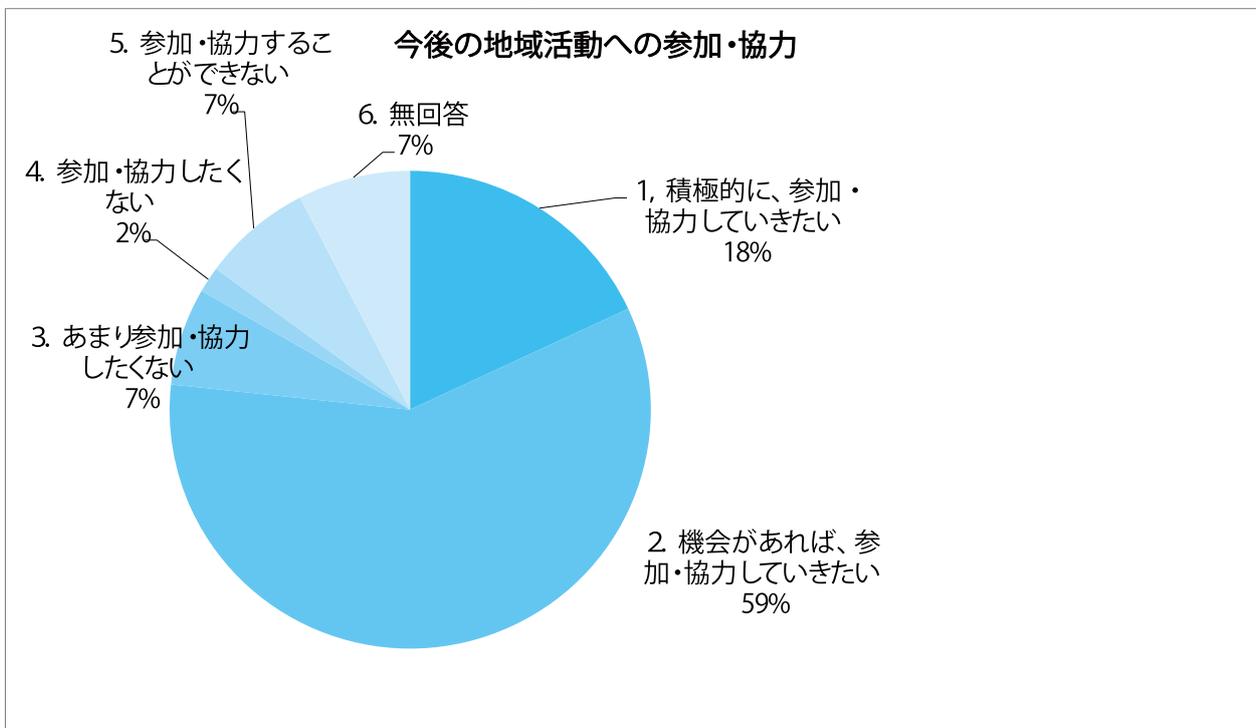
問16 あなたは地域内の行事や自治会活動等に参加・協力していますか。(1つだけ〇)



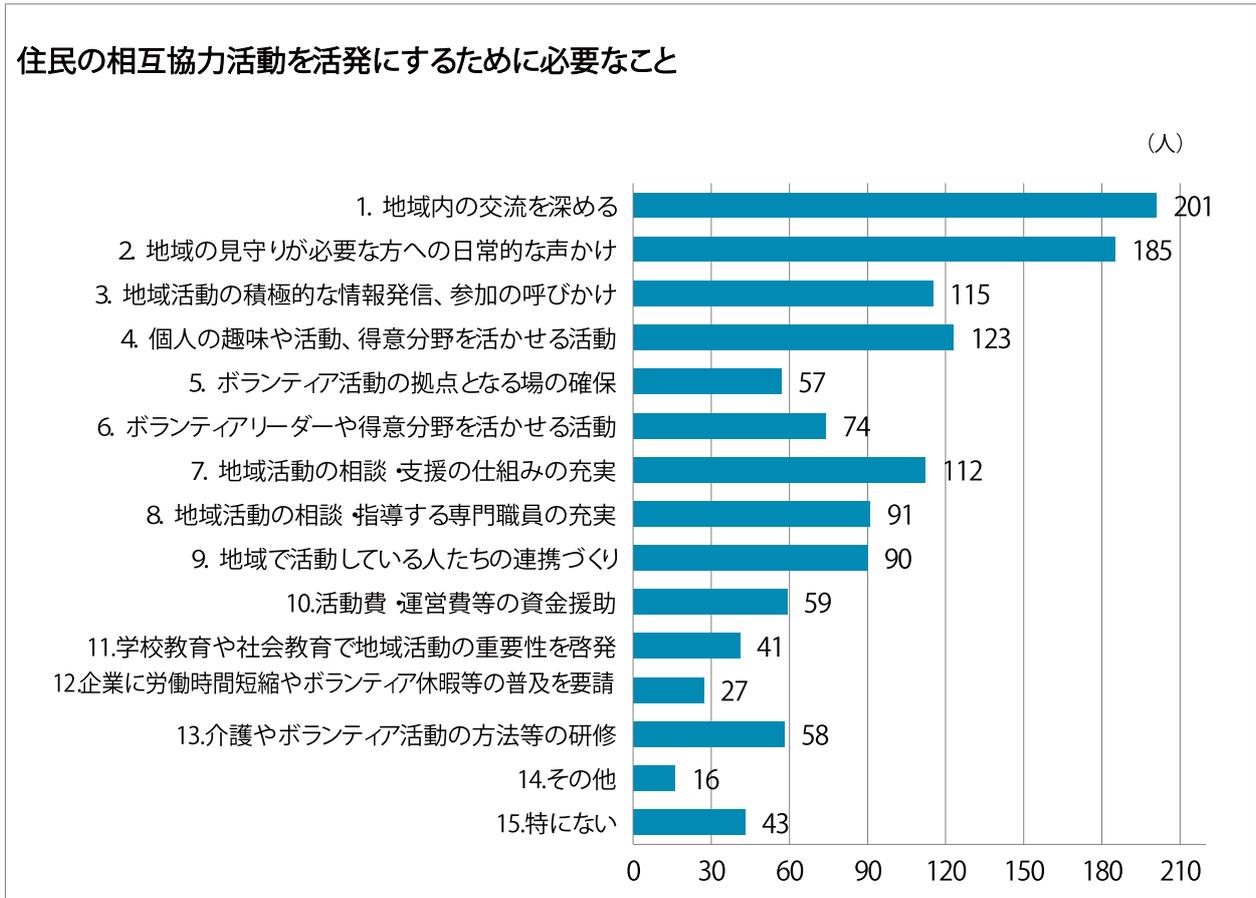
問17 【問16で、3.～5.を選んだ方】 地域活動に参加・協力していない理由をお聞かせください。  
(○は、いくつでも)



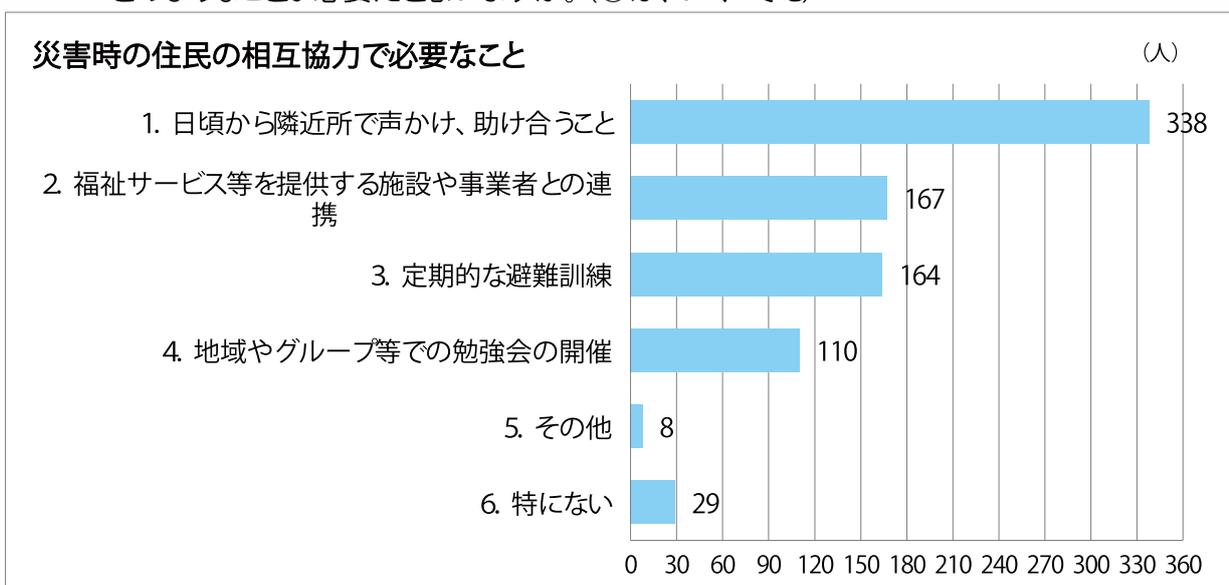
問18 あなたは今後、地域活動に参加・協力したいと思いますか。(1つだけ○)



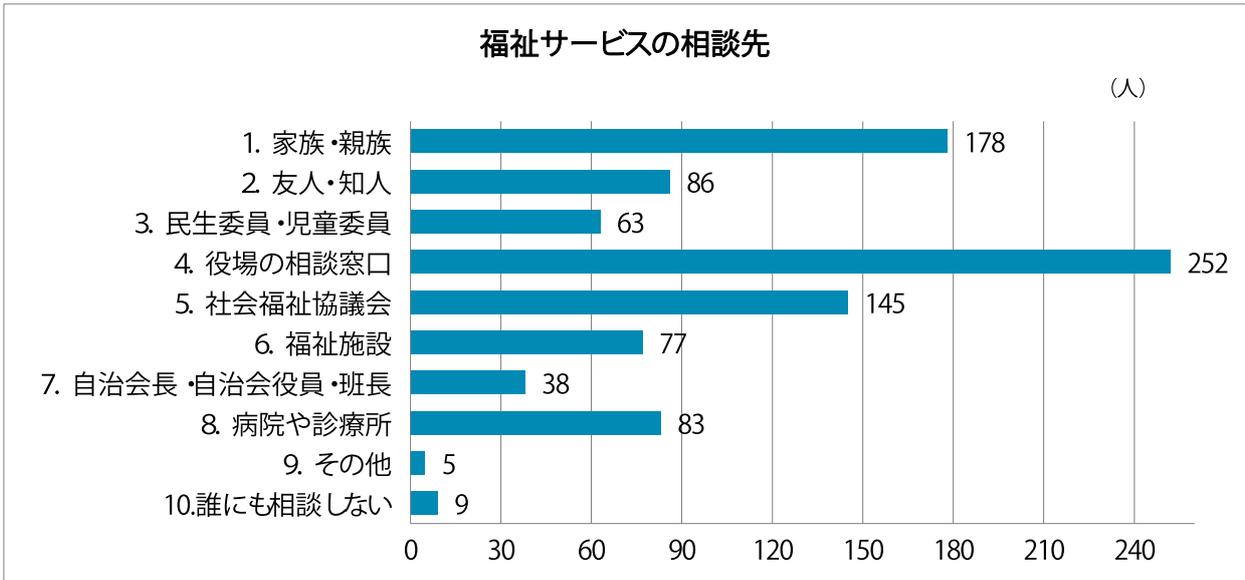
問19 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は、いくつでも)



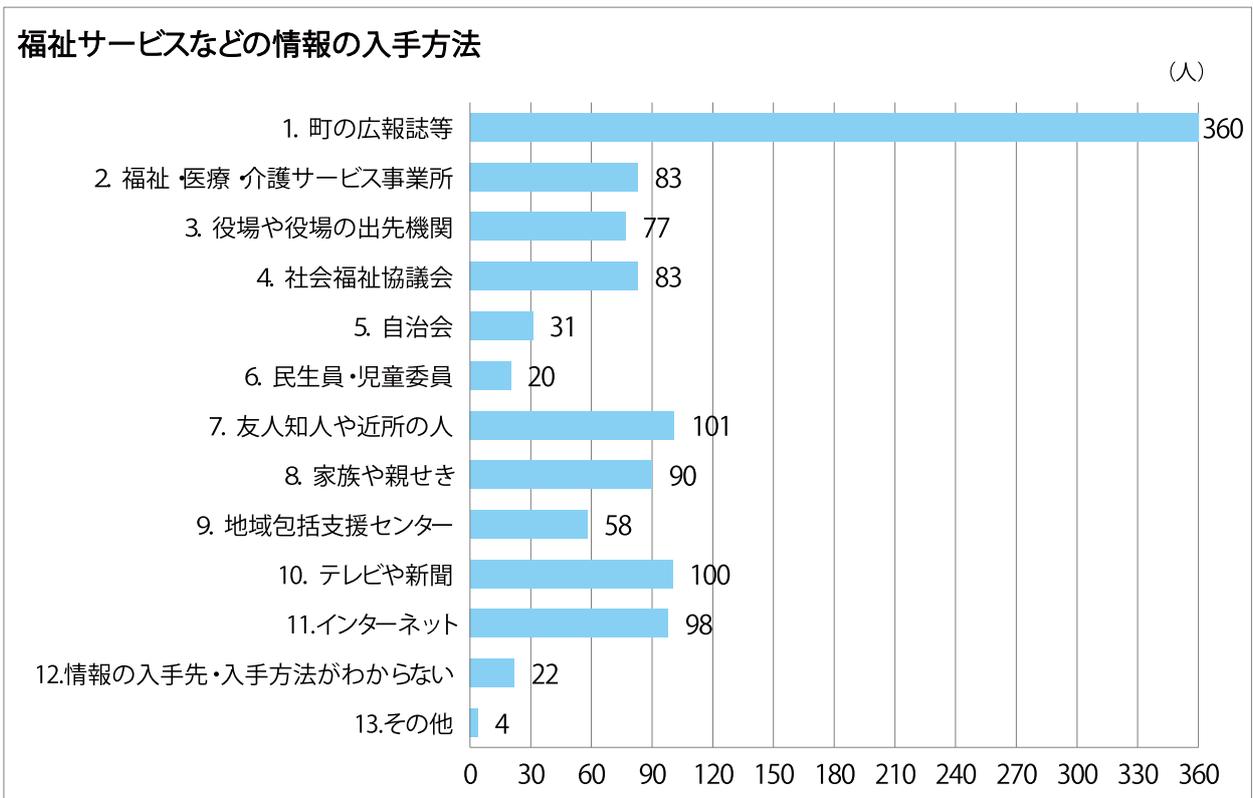
問20 大規模な災害(台風、噴火等)が発生したときの「災害時に住民が支え合う地域づくり」には、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は、いくつでも)



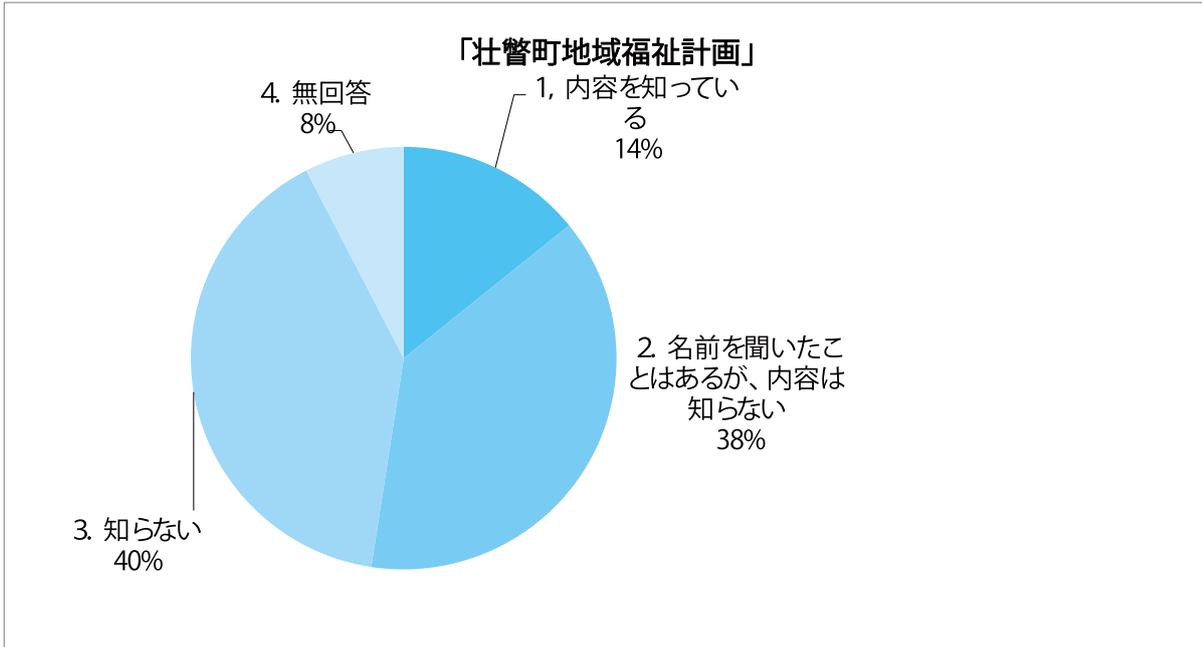
問21 あなたが生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、誰（どこ）に相談しますか。  
（○は、いくつでも）



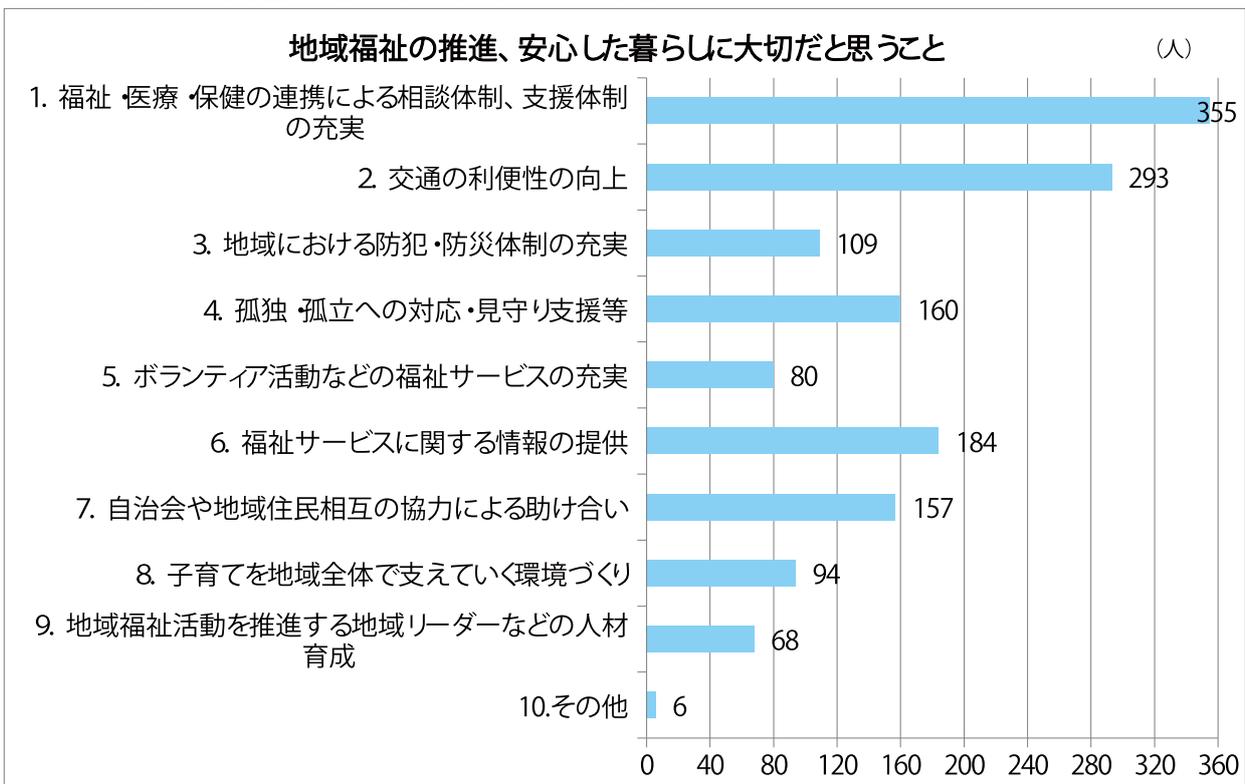
問22 あなたは、福祉サービスなどの情報を、どのような方法で入手していますか。  
（○は、いくつでも）



問23 あなたは「壮警町地域福祉計画」を知っていますか。(1つだけ○)



問24 あなたは、地域福祉を推進するため、また、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、何が大切だと思いますか。(○は、いくつでも)



問25 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、高齢者、障がいのある方、子育て等の福祉に関するご意見がありましたら、自由にご記入ください。(一部抜粋)

- ▶ 行政の頑張りのおかげで、そこそこ安心して暮らしています。年寄りそれぞれに考えの違いが有ると思います。若い時は頑張り、老いて求めるのは歳相応の暮らしでいいです。
- ▶ 高齢者が集まり、生活が向上するような(山美湖大学)活性して欲しいです。
- ▶ 誰もが安心して暮らせるのは理想であるが、困っている人から手を差しのべていくしかないのでは? 経済的に限度があると思うので質問を理解し答えを選ぶのにとまどうアンケートでした。
- ▶ 人口を増やすこと。地方に仕事があること。
- ▶ 壮瞥町は高齢者、障害の方、子育て、全ての住民のために積極的な様々な取り組み・、活動をしている町だと日頃より感じています。今後の福祉全般をより充実させていくには行政と住民のつながり福祉に携わる方、必要とする方、全ての連携がなければ成り立たないと思います。個々で福祉に対する意識知識を多く持つ必要があると思います。広報誌や教育においてはもちろん様々な場面で発信していくことが大切と考えます。
- ▶ 高齢者が増え住居の階段ある生活は困難になって大変です。エレベーターがあるか平屋の住居が必要だと思います。
- ▶ 高齢で一人では(生きては)できません。役場、保健センター、自治会、隣近所多くの方々の世話と見守りをたよりに何とか暮らしている現状です。
- ▶ 将来車を運転できなくなった時には、壮瞥でどうやって暮らしていこうかなあと考えて少し困ります。
- ▶ パラリンピックでも見た様に積極的な社会・地域参加が必要だと考えています。出て行くと皆さんに迷惑を掛ける、気を遣わせてしまうなど気にせず参加することで参加している方々の対応もおのずといい方向に向くのではないかと思います。出かける勇気を持つ事も必要だと思います。
- ▶ 意見を言ってもすぐ実行するとは思わない。TELしてもわからない?では困る。
- ▶ コロナ対策をしつつ、みんなが集まれる機会を増やしてほしい。
- ▶ 町が行っている福祉等や活動のPRの仕方をわかりやすく行うといいと思います。
- ▶ 交通の利便性の向上(免許の返納に備えて)

- ▶ これから先高齢者人口が年々増えていく思うが関係機関は非常に大変な時代になってくると思う。私はこれから先自分で出来る事は自分でする事としていきたい。でもやがては社協及び役場の出先機関のお世話になるのかな、、、？
- ▶ 地域福祉計画策定後、忠実に実行してほしい。
- ▶ 他市町村からの移住希望者がいるにもかかわらず住宅・住居が見つからずいる若い人達がいるので住む所を早急に提供できる様にしてほしい。
- ▶ 障がいを持っている子どもが中学校を卒業し、ひきこもりになった場合の相談をどこにしたらよいかわからないという声をよく聞きます。保健師さんを紹介しますが、以前は障がいは保健所へ相談してと言われたと困っている母親がいました。壮瞥では住みづらいなので転出したという話しも聞きました。小さな町なので人不足により手が回らず大変だと思いますが・・・
- ▶ 安心して暮らすってどんな暮らしなんでしょうか。24の設問の中の一番いいものを合わせる生活でしょうか？皆さんの御苦労はわかりますが、具体的なイメージは出てきません。難しいですね。皆さん、お体大切に頑張ってください。
- ▶ 今のところ何とか頑張っています。
- ▶ アンケートの調査、ご協力をお願いとして実施するにあたり関係者の方、本当に大変だと思います。頭の下がる思いです。色々な面で大変でしょうが、よろしく願い申し上げます。
- ▶ 現在、二世帯で高齢者と暮らしていますが、食事の面で大変です。二世帯、三世帯一緒となると ・食事の時間帯が違う ・若い世代との味付けや好みの違い ・高齢者には塩分や固さや少量でも体に負担がかからず栄養のある物など考え 夕食の準備だけでほぼ二度、時には三度の時も。介護認定を受けていない健康な高齢者夫婦、一人暮らしの方、どちらも利用出来る夕食（おかずのみでも）届けて頂けるシステム（もちろん有料で）があるととても助かります。
- ▶ このアンケートに答えてくれた要望の多い事案を進めていけばいいと思う。
- ▶ 高齢者。障がいのある方、施設入居者が求めるニーズの把握が必要。行政が一方的に行っている事業、取り組みが対象者に満足されているか結果を常に求めて欲しい。
- ▶ 高齢で車の免許証を返還しても交通の便が悪いので病院・買い物などに行く場合心配です。
- ▶ 近所に医療施設がないのが不安。この頃、子供の声あまり聞こえてこないのが淋しい。私は高齢となり地域のあらゆる活動に参加できないが、近所の方々に大変気遣っていただいており幸せに思っております。

- ▶ 役場職員全員が町民生活状況を良く理解し地域の実態を知ること。
- ▶ 壮瞥町は子・高齢者に対して優しい町だと思います。が、私の周りで起きている事はせっかく高齢者向けに良いサービスがあるのに、本人・配偶者が頑なにサービスを受け入れず家族にかなりの負担がかかっている。それぞれの事情もありますが、本人に理解してもらうため公的機関からの説明の後押しをもう少しお願いしたいです。
- ▶ 近所の人等の協力は必須と思っているが、時に深入りされる事に不快感を感じる。(自分の利益しか考えない様な人) このような事があると福祉面ではなく防犯的な面で安心出来ない。
- ▶ 1人で住んでいる方が心配です。
- ▶ 親しみ易いユーモアのある明るい町であります様に。
- ▶ 地域に頼るのではなく責任ある組織・機関より一元的に専門的な知見のもとで推進する。
- ▶ 結婚を機に壮瞥町に住み始めましたが、壮瞥町は高齢者と子供に優しい町だと感じます。
- ▶ 農家・果樹園、一次産業がある町としての働ける場所。障がいや精神面で外に出れない人、高齢者になっても働ける場所がある町であってほしいです。
- ▶ 誰もが自分らしく自由に暮らせる社会福祉になるように願います。
- ▶ 本当に大病や職に就けなくお金に困る場合、そのお方の立場上、専門窓口があるのでしたら安心して求め相談できるアピールは必要と思います。わからないでお困りのお方が居るのかも。このアンケートで効果があると良いのですが、実際知りたがりそれを知ったところで何もしない、せまき地域にならない事を願います。
- ▶ 車の運転をやめた後の不便さを強く感じます。福祉タクシーももっと使いやすくしてほしいです。用事が終わったら長く待たないで速やかに帰れるようにする等。
- ▶ コロナの状況の中で子供がたくさんいる壮瞥町はとても良い。環境で育てるならコンビニも足りないですね！求めるなら明るい壮瞥町をほっしています。ラーメン屋とか居酒屋もほしいです。
- ▶ 自分の事ができなくなった時、施設等紹介していただければ安心して暮らせます。
- ▶ 以前と違って(特に団地)にだれが住んでいるかわからない。もっと地域にだれか住んでいて近所付き合いができると助け合いできる。一人が多くの役員をしている人が多いが、なにもやってない人にも声をかけたらどうですか？

- ▶ 困難な状況が発生した場合、気軽に相談する事が可能な窓口または専門にかかわれる人が居てくれること、また、それを専ら住人が心得ていること。住民に困難な状況があるような情報が町の福祉担当に届き、なかなか言い出せない方、発言できない事情のある人へ手を直接差しよべる機構が必要と思われる。
- ▶ 定期的に高齢者宅への訪問などで状況などを確認しておく。(訪問するボランティア募り) 障害のある人、子育て中の相談なども。
- ▶ 高齢者が車を手放した場合の交通手段の確保について。様々な実験的なしくみを壮瞥町でひき受けて検証をしてほしい。都会と違い車が生活の足なので車がなくなると移動手段がなくなるのがとても大変。その支援をしてさし上げたい。
- ▶ 町からのお知らせスピーカーのアナウンスが高齢と共に聞き取れなくなってきました。家族以外の人からの連絡も必要と思います。
- ▶ 高齢者ですので冬道になると大変ですのでコミュニティタクシーの便が少し多くなるとうれしいです。
- ▶ 高齢者の自立支援と子育て環境の質的向上が必要。
- ▶ 町外から来た者にとってはくらしづらい町。若い時に来た人達は子供を通してのつながりが出来ると思いますが高齢になってからの者にはくらしづらい。人間関係がうまくつながらない町だと感じています。まずはそれを無くさないで安心して暮らせないと思います。福祉に関する意見ではないかもしれませんが私の本当の気持ちを書かせていただきました。
- ▶ コープさっぽろの冊子「くらしスイッチ」の地域活性の記事はとてもよかったです。壮瞥町とマッチするところがどのくらいあるか分かりませんが、いい取り組みはどんどんマネするべきだと思います。
- ▶ 高齢者のお願いー介護認定要支援2、要介護1ぐらいの自分で食事作りが不自由になってきた人達、長日園に個室があるとのことですが、希望しても入居出来ない。プライバシーがほしいので、個室を希望する人達がすべて入居出来るようにもっと沢山個室を作っていただきたいと思います。不自由になった時個室で暮らせると思うと安心して壮瞥町に居れると思います。住めると思います。長和の人が個室で住めるとこならどこでも良いと話していました。金額がかかりますがよろしくお願い致します。
- ▶ 子育て世代への(特に育児や出産がしやすいサポートやサービス)があればいいのと思っている。子育てへの手厚いサービスお願いします。
- ▶ 困りごとや相談する窓口の充実や孤立への対応や見守り支援の拡大、外出するための交通の利便性を良くしてもらいたいです!また、子育てや育児支援を積極的に行ってほしいです。

- ▶ ひとり暮らしで車もなく何かあったとき（大雨など）避難所に1人で行くのは難しく、かと言って団地の人にいきなりお願いするのもなんかしづらくて迷います。あと高齢者のバス補助も大切ですが、車のない人への補助などもあるとうれしいです。
- ▶ 役場を中心とした情報の発信と各家庭及び地域からの情報の発信を受け止める受信機能の充実。すなわちお互いの情報の共有が大切だと思う。
- ▶ 町内の人達が安心して暮らせるように広報等又は自治会内外での相談の窓口を広げて知ってもらう。
- ▶ 役場でいろいろな申請をする時、一カ所で申請出来ず担当者も変わったりして（担当者も手続きの仕方わかっておらず）申請手続きしても不備があったと電話で言われもどる事、多々ありました。時には行っても不在だったりたらいまわしになったこともありました。
- ▶ そうきたか！！という内容の福祉サービスを。
- ▶ 住民同士の助け合いが必要だと思いますが呼びかけだけでは動かないのでボランティアポイント等支える側がメリットを実感できる仕組みが求められると思います。ボランティアは商工会とのタイアップが大切になります。
- ▶ りんじの看取り係の人がいたらよい。死後の手続きがわかる方。
- ▶ 福祉も大事ですが人口減少を止め逆に増加させることが重要であると思います。自然が素晴らしい処なので、それをアピールするために湖畔道路沿いに自生する野草を充実させる。農業高校で醸造学を教え果物酒を造れるようにする事業。フットパスを充実させる。健康な人のための老人施設から介護型老人施設までを景色のよい場所に造れば人は集まってくると思います。ともかく壮瞥の自然を利用しないのは勿体ない。
- ▶ 行政や福祉が研修したり日々の努力。長所をのばす（壮瞥町の）。
- ▶ 公営住宅の条件緩和、バリアフリーの拡充。

この質問には、多くの方からたくさんの貴重なご意見をいただきました。  
本計画書には一部しか掲載できませんが、いずれのご意見も今後の町政運営の参考にさせていただきます。ご協力に重ねて感謝申し上げます。

## 用語説明

### あ 行

#### ○NPO法人

社会福祉などの公益活動を行う営利を目的としない民間の組織。中でも特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した団体。

### か 行

#### ○健康寿命

日常生活を健康上の問題で制限されることなく、健康的に生活を送ることのできる期間。

#### ○高齢者事業団

高齢者の能力や経験を活かし、臨時的、短期的な仕事をすることで、生きがいや社会参加を行う団体。

#### ○子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関。

#### ○コミュニティタクシー

概ねの運行時間帯とコースに沿って、利用者の自宅などの出発地から目的地間を運行するタクシーのこと。通常は予約のあった複数の利用者に乗せるため、乗り合わせでの利用となる。

#### ○コミュニティFM

通常のFM局より出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送。地域に密着した情報を提供し、住民参加型の番組制作を通じて地域の活性化を図るねらいがあるコミュニティ放送局。

### さ 行

#### ○人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている法務省から委嘱された住民。

#### ○社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉の推進を目的とした民間の社会福祉法人。町民、企業、団体等も会員となっている。

#### ○生活就労サポートセンター

失業や心身の不調、借金、人間関係など、仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談窓口。

## ○成年後見人制度

認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後見人」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度。

## ○ソーシャルディスタンス

人から人へうつる感染症の拡大を防ぐために、人同士の距離を大きくとり、密集度を下げること。

## た 行

### ○地域活動支援センター

地域で暮らす障がい（身体・精神・知的）を抱えている方の日常生活や社会生活をサポートするため、創作的活動や生産活動などの機会提供と地域社会との交流の促進を図る支援機関の一つ。

### ○地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種の連携により、地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。

### ○地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。

### ○DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間における暴力。

## な 行

### ○認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者。

## は 行

### ○バリアフリー

高齢者や障がいのある人などの社会生活における様々な障がいをなくそうという概念。

### ○ボランティア

個人の意思により社会福祉に関する奉仕活動に参加する人。

## ま 行

### ○民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、給与の支給はなくボランティアとして活動している地域の身近な相談相手。

### ○室蘭成年後見支援センター

室蘭市との「定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、成年後見制度に関する事業を2市3町で共同運営する事業。

## や 行

### ○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、様々な人々が利用しやすいようなデザインをする考え方。

## 第4期壮瞥町地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

(生活の質向上計画)

令和4年3月

発行	壮  瞥  町
編集	住民福祉課
住所	〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町 287番地 7
電話	(0142) 66-2121